

# 第二百七回国 参議院 經濟産業委員会 會議録第十号

令和七年五月二十二日(木曜日)

午前十時開会

出席者は左のとおり。

委員長 牧山ひろえ君  
 理事 田中 昌史君  
 長峯 誠君  
 森屋 宏君  
 古賀 之士君  
 藤巻 健史君

委員 越智 俊之君  
 加藤 明良君  
 北村 経夫君  
 古賀友一郎君  
 松村 祥史君  
 宮本 周司君  
 辻元 清美君  
 村田 亨子君  
 石川 博崇君  
 竹内 真二君  
 磯崎 哲史君  
 岩淵 友君  
 平山佐知子君

國務大臣

經濟産業大臣 武藤 容治君

環境大臣政務官

五十嵐 清君

事務局側

常任委員会専門員

山田 千秀君

政府参考人

内閣官房GX実  
行推進室長 畠山陽二郎君

内閣官房GX実  
行推進室次長 龍崎 孝嗣君  
 内閣官房GX実  
行推進室次長 田尻 貴裕君  
 内閣法制局第四  
部長 山影 雅良君  
 金融庁総合政策  
局審議官 川崎 暁君  
 經濟産業省大臣  
官房審議官 浦田 秀行君  
 資源エネルギー  
庁資源・燃料部  
長 和久田 肇君  
 環境省大臣官房  
審議官 堀上 勝君

参考人  
 日本銀行理事 中村 康治君

本日の会議に付した案件

○政府参考人の出席要求に関する件

○参考人の出席要求に関する件

○脱炭素成長型經濟構造への円滑な移行の推進に  
関する法律及び資源の有効な利用の促進に關す  
る法律の一部を改正する法律案(閣法第二八号)  
(衆議院送付)

○委員長(牧山ひろえ君) ただいまから經濟産業  
委員会を開会いたします。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮  
りいたします。

脱炭素成長型經濟構造への円滑な移行の推進に  
関する法律及び資源の有効な利用の促進に關する  
法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日  
の委員会に、理事会協議のとおり、内閣官房GX  
実行推進室長畠山陽二郎君外七名を政府参考人と  
して出席を求め、その説明を聴取することに御異  
議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕  
○委員長(牧山ひろえ君) 御異議ないと認め、さ  
よう決定いたします。

○委員長(牧山ひろえ君) 参考人の出席要求に關  
する件についてお諮りいたします。

脱炭素成長型經濟構造への円滑な移行の推進に  
関する法律及び資源の有効な利用の促進に關する  
法律の一部を改正する法律案の審査のため、本日  
の委員会に日本銀行理事中村康治君を参考人とし  
て出席を求めることに御異議ございませんか。  
〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(牧山ひろえ君) 御異議ないと認め、さ  
よう決定いたします。

○委員長(牧山ひろえ君) 脱炭素成長型經濟構造  
への円滑な移行の推進に關する法律及び資源の有  
効な利用の促進に關する法律の一部を改正する法  
律案を議題といたします。

本案の趣旨説明は既に聴取しておりますので、  
これより質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言願います。  
○北村経夫君 自由民主党の北村経夫でございます。

武藤大臣とは党内の会議ではいろいろ一緒にな  
ることがあるわけでございますけれども、質問する  
のは今日が初めてでありますので、どうかよろ  
しくお願いたします。

さて、赤澤大臣ですけれども、週内にも訪米  
し、二十四日も日米関税交渉に臨まれるという  
報道があります。この関税交渉をめぐるまはしては  
予測困難な状況が続いており、多くの日本企業も  
大いに困惑をしているところであります。特に自  
動車関税、五月三日からは自動車部品に対し二五  
%の追加課税が課せられております。それまで

二・五%の課税が課せられておりますので、合計  
で二七・五%という関税が掛かっているわけでござ  
います。

一昨日、地元山口県のマツダ防府工場に行つて  
まいりました。マツダ、昨年度は、生産台数の六  
割強を国内で生産する一方、グローバル、世界で  
の販売台数約三万台、そのうち三分の一の四  
十三万台がアメリカで販売されているということ  
であります。それだけアメリカ市場の動向に大き  
な影響を受ける状況にあるわけでありまして。既に  
公表されていますけれども、四月のこの関税影  
響、九十億から百億の影響が出ているということが  
発表されているわけでございます。その私が行  
きました防府工場においては、関税交渉のリス  
ク、それを考えまして、固定費の削減、あるいは  
は、県内に四十四社の協力会社があるわけであり  
ますけれども、その雇用を守るためにどのような  
ことができるかという様々な検討がされているこ  
とでありました。

一方、日産でありますけれども、工場閉鎖とい  
うものも取り沙汰されているわけでございます。  
このアメリカ関税政策の影響によって、全国で  
約五百五十万人と言われる自動車関連産業の雇  
用、これへの影響が大変心配されるところでござ  
います。そのことを前提にいたしましたして、武藤大  
臣に伺いたいと思っております。

日本の基幹産業である自動車産業の国内サブラ  
イチェーン、そして雇用、これを守るためにこれ  
までどのような対策を講じているのか。また、今  
後の情勢に応じて更に追加的な対策を打つていく  
べきだというふうな考えをしておりますけれども、そ  
の辺についての御所見を伺います。

○國務大臣(武藤容治君) おはようございます。  
北村委員から御質問をいただきました。主に米  
国関税の国内対策という意味の御質問だと思いま

すけれども、経済産業省は、四月の三日に自動車関税が発動された直後から、全国約千か所の相談窓口や、またこちらから出向くブッシュ型での現状把握、これを始めております。国内産業の現場に生じる影響の調査、これはもう継続して今も行ってきたわけでありますが、委員の御地元の今お話もございました山口県、マツダの工場が立地していること、承知してはいますけど、そのティア1、ティア2までサプライヤーの方々のお声も伺ってきているところであります。

現状、現場では、関税の影響が、今先生がおっしゃられるように今後どうなるのかという心配、先行きの不透明感や不安というものが強いと、これはもう山口県だけじゃなくて、国内それぞれの関係者の方はみんなそうだと思います。

また、最近発表されております自動車メーカーの決算報告でも、関税影響の動向の不透明感から、通期の見通し、この営業利益の見通しを未定とするメーカーもあることも承知をしているところであります。

現在、短期的な対策としてはセーフティーネット貸付けの要件緩和などを実施してきておりますけれども、影響を見極めた上で、追加的な対応をちゅうちょなく行ってまいりたいと思っております。

政府全体で取りまとめた緊急パッケージにも、関税措置による影響を見極めた上で、自動車関税の影響に係る国内需要対策などを検討すると明記をさせていただいているところであります。日本の屋台骨である自動車産業を守るために必要な対策を、必要な対策に万全を期してまいりたいと思っております。

○北村経夫君 いろいろブッシュ型で情報収集をしておられるということでございます。情報収集をされた後、情報の提供、これは大事だと思っておりますので、しっかりとやっていただきたいというふうに思っております。

それでは、GXについてでありますけれども、このGX、日本において九〇年代のバブル崩壊後

以降続きましたいわゆる失われた三十年を打破するために必要な取組だと私は理解をしております。世界がカーボンニュートラルに取り組み中で、経済成長を確保する、そのためには何が必要かでありますけれども、それはこの脱炭素をきっかけに日本国内で投資を生み出すこと、これが必要なんだろうというふうに思っております。

一方で、トランプ政権が誕生して様変わりしております。トランプ政権はパリ協定からの脱退を表明しております。そして、化石燃料への回帰を鮮明にしているわけでありまして。

また、民間に目を向ければ、ネットゼロ・パンキング、NZBAという、これは脱炭素を目指す金融機関の枠組み、バイデン政権のときにできたタスクフォースでありますけれども、このネットゼロ・パンキングから多くの金融機関が離脱しております。我が国においても離脱が進んでおり、残り、一行だけが残っているという、そういう状況になってきているわけでありまして。

また、気候変動交渉を牽引していたヨーロッパにおいても、ウクライナ戦争が起きて以降、軸足がCO<sub>2</sub>削減から安定供給というものに移ってきているように見えるわけでありまして。この点については、藤巻委員も過日、参議院の資源エネルギー調査会で同じような認識で質問をしておられたわけでございます。

このように、世界的な脱炭素政策の転換が起きている中で、日本がGXに取り組み続けることで市場を失うようなことがあつてはならない、そして国際競争力を失うようなことがあつてはならないというふうに思うわけでありましてけれども、そこで、そういった基本認識について伺いたいと思っております。

○国務大臣(武藤容治君) 委員御指摘のとおり、米国のパリ協定離脱などの動きはあるものの、世界全体で脱炭素に向けて取り組む必要性ですとか方向性は変わらないものと認識をさせていただいております。

米国内でも、巨大IT企業による脱炭素電源へ

の大規模投資ですとか、サプライチェーン全体の脱炭素化が進められてきているものと承知をしております。欧州においても、今年二月に欧州委員会が発表しましたクリーン産業マイルストーンにおいても、気候変動の目標を維持しつつ、同時に産業競争力強化を実現するための方針を打ち出しているところでありまして。

こうした投資競争の中で今後のGX市場を獲得するためには、他国に先んじてGX投資を進める必要があるのだと。そして、我が国では、GX経済移行債を活用しながら十年で二十兆円規模の投資支援策を進めて、GX時代の核となるような技術を生み出す国内投資が進んでいくところでもあります。今般のGX推進法の改正も含めて、官民で施策の具体化を進め、引き続き、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素と、この同時実現を目指してまいりたいというふうに思っております。

○北村経夫君 ありがとうございます。脱炭素の動きというのは世界的にはまだ続いているということだろうというふうに思いました。

今も大臣が触れられました二十兆円でございますけれども、十年で五十兆円の官民投資実現に向けた二十兆円の先行投資でございます。この支援状況、進捗状況はどうなっているのか、そしてこれに連動して地方ではどのような動きがあるのか、伺いたいと思っております。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) お答え申し上げます。

GX経済移行債を活用した二十兆円規模の先行投資支援でございますけれども、これ、GX分野への百五十兆円を超える官民投資を実現しまして、将来に向けた我が国の競争力を確保、強化していく上で大変重要な認識をさせていただきます。これまで重点分野で取りまとめた分野別投資戦略に沿って、例えば、ペロブスカイトや水素還元製鉄などの革新技術開発への支援、それから次世代再エネの国内サプライチェーン構築に向けた設備投資支援、断熱窓、高効率給湯器といった

家庭部門におけますGXの取組に関する導入支援などを実施してきておりまして、予算措置済みの約五兆円を含めまして、これまでに約十四兆円の支援規模の見通しを示してございます。革新的な技術開発については、世界に先駆けて実装に至る案件も出てきているということでございます。

これらの投資支援策に呼応する形で、地方でも民間企業のGX投資が着実に進み始めておりまして、例えば、中国地方では製鉄企業が高炉から革新電炉への転換のため三千億円規模の投資を始め、たほか、東北地方では製紙企業が石炭からバイオマスへの燃料転換に向けて五百億円規模の投資に着手するなど、様々な地域で案件が動き出しております。

こうした動きと並行しまして、自治体でも地域の脱炭素電力を活用した新規の産業団地などの整備、これを行う動きが複数顕在化してきてございます。こうした自治体の取組も踏まえまして、地方創生につながる新たなGX産業集積の在り方に関する議論を加速しまして、必要な制度面での対応についてはその具体化を進めていきたいと、こう考えてございます。

○北村経夫君 今お話がありましたように、この二十兆円の先行投資支援というものが地方にも広がっているという、そういうお話でありました。

私の地元である宇部市、ここにおいてもUBE、宇部興産が中心となり、カーボンニュートラルコンビナート、このグランドデザインの策定を進めているというふうに聞いております。山口県でありますけれども、地域経済の核であるコンビナート群、これも国内需要が減少して地盤沈下というものが懸念されております。

しかし、今のお話のように、GX分野において、海外の先端企業あるいはスタートアップを含めた新規投資、これが進めば、これまで失われた三十年の停滞を打破する起爆剤になると私は思っております。その意味で大変期待をしておりますのでございます。

次に、今回のGX法の改正について質問をした

いというふうに思います。

今回の法案、大きく分ければ、排出量取引制度に関するもの、そして資源循環に関するもの、この二つになっているものと思います。これらの改正がGX政策全体の中でどのような役割を果たしていくのか、伺いたいと思います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 我が国のGX政策でございますけれども、先行して二十兆円規模の投資支援を講じつつ、これと御指摘のカーボンプライシング等を一体的に講じていくことにより、化石燃料への依存度低減や産業競争力の強化を図りまして、将来の雇用、所得の維持拡大などを実現していくものでございます。

特に、カーボンプライシングはこの二十兆円規模の先行投資支援の原資となるだけではなくて、低い水準から始めて徐々に炭素価格が上昇していく設計とすることで、企業に早期に投資を行う更なるインセンティブ、これをもたらしすものでございます。まさにGX政策の中心的役割を担うことになってまいります。

本法案で措置する排出量取引制度は、化石燃料賦課金とともにこのカーボンプライシングを構成する手法の一つでございます。企業の足下の競争力への影響などにしっかりと配慮しつつ、二〇二六年度から導入をしていくことになってございます。

それから、資源循環につきましては、再生材の利用拡大や環境配慮設計の促進により天然資源の投入量を削減できますれば、これ製造プロセスにおけるエネルギー消費量や二酸化炭素排出量も抑制できることから、排出削減の早期かつ確実な手段として有効でありまして、GXを進めていく上でも重要な役割を果たすことになると考えてございます。

○北村経夫君 ありがとうございます。

今回の改正によりまして、製造業などの企業は、割り当てられた排出枠、その範囲に排出量を抑えるように取り組まなければならないということになるわけでありまして、これによってGX投資

が進む面もありますけれども、一方で、排出枠の調達が重荷になる、その投資が抑制される、そのようなことも考えられるわけでありまして。

こうした投資が抑制されるような事態を防ぐためにどのような措置を講じているのか、また、措置の実効性を確保するためにどのように進めていくのか、見解を伺いたいと思います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 御指摘のとおり、排出量取引の導入に当たっては、対象企業に過度な負担を課すことなく、投資を抑制しない制度設計とすることが大変重要だと思っております。

このため、今回導入します排出量取引制度では、割当て量の決定に当たりまして、業種ごとに目指すべき水準を定めるベンチマーク方式を基本とし、かつ、その水準に相当する排出枠を企業に無償で割り当てることとしてございます。これによりまして、業種特性による排出削減の難易度、それから代替技術の有無を考慮した排出枠の割当てが可能となるだけではなく、割り当てられた排出枠の範囲内で排出量が抑制されれば排出枠を追加で調達する負担は生じない、こういう仕組みとしたいと思っております。

加えて、産業の国外移転を防止し、成長分野への投資を促進する制度設計とするために、製造拠点の国外移転リスクやGX分野の研究開発投資の実施状況を勘案して割当て量を決定することとし、また、工場を新設する場合には無償割当てを追加するなどの措置を講じていきたいと思っております。

このような割当てに関する措置と併せまして、排出枠の上下限価格、これを政府が設定することとしまして、足下の低い水準から徐々に炭素価格が上昇していく設計とすることで、事業者の足下の負担と競争力には配慮する一方で、脱炭素投資の促進を通じて将来の競争力の獲得と強化を図ることができるようしていきたいと思っております。

こうした措置の詳細につきましては、実効的な制度にする必要がございますので、今後、専門的

技術的知見を有します有識者から構成される産業構造審議会において丁寧に議論を行った上で決定していきたいと思っております。

○北村経夫君 今の説明では、エネルギー多消費分野を中心に、業種特性を考慮した業種別のベンチマークというものを設定して企業ごとの割当て量を決定すると、それによって投資の抑制が起らないようにするという、そういう説明でございました。いろいろ制度的裏付けを含め様々な措置がされているという御説明であったわけでありまして。

しかし、実際のこのイメージというのがいまいつ持てないところがあります。今回の排出量取引制度の対象となる企業についてどんな企業があるのか、そして、事業者の主な対象と同時に、その数はどのくらいあるのか、その辺を教えてくださいたいと思います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 今回の排出量取引制度でございますけれども、諸外国の制度におけます対象事業者の範囲も踏まえまして、二酸化炭素の直接排出量十万吨以上の事業者を業種にかかわらず対象とする方針でございます。具体的に申し上げますれば、制度の対象となる事業者は三百から四百社程度、これを見込んでございまして、その業種としては、排出量の大きい電力会社や鉄鋼、化学、製紙などを想定してございます。

○北村経夫君 大企業が中心になってくるんだらうというふうに思いますけれども、しかし、GXを進める上で、中小企業の役割、これも大きいかと思えます。

中小企業単体での排出量というのに加えまして、中小企業は大企業のサプライチェーンでも大きな役割を果たしているわけでありまして。しかし、中小企業の中には、投資力がある余裕のある企業と、そうではない企業、それがあがるんだらうというふうに思っております。

こうしたことを踏まえまして、政府として、中小企業のGX、これをどのように支援していくのか、その点について伺います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) GX推進により我が国の競争力の強化を図り、それにより将来の雇用、それから所得の維持拡大を実現していく上で、委員御指摘のとおりでございます。サプライチェーンに連なる中小企業の取組は大変重要だと考えてございます。また、GXに取り組むことは、これ中小企業にとっても省エネによるコスト削減や受注の拡大につながる可能性があるといったメリットがあると、この認識をしております。

他方ですが、中小企業がGXに取り組む上では、投資コストの負担の問題、それから具体的に何をやったらよいか分からないといった課題があるものと認識してございまして、このため昨年度の補正で、省エネの専門家が工場などの現地で状況確認、分析をしまして今後の改善点とか取組の提案を行う省エネ診断の拡充強化を行うとともに、省エネ設備への更新につきましては、これGX経済移行債を活用した三年で七千億円規模の省エネ補助金による支援、それからGXに資するような革新的な製品、サービスの開発につきましまして、ものづくり補助金による設備導入支援など各種の措置を講じてきてございます。

また、中小企業の、中小機構の専門家によるハズオン支援などに加えまして、より地域に根差したきめの細かいサポートを行うために、各地域の商工会議所、支援機関、それから金融機関などによるプッシュ型のサポート体制の構築などにも取り組んでございます。

こうした取組を引き続き充実強化していく中で、中小企業に寄り添いながらGXの取組を後押しをしてまいりたいと、こう思っております。

○北村経夫君 ありがとうございます。

中小企業の多くはその規模から排出量取引の対象とならないと思うわけでありまして、サプライチェーンの中で大企業から負担の押し付け、これが行われる可能性もあるのかなというふうに思っております。それはあつてはならないと思えます。

その意味で、そういうことで中小企業に対する負担の押し付けが起きないようにいかに策を講じていこうとおられるのか、伺います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 排出量取引制度の導入に当たりましては、中小企業に炭素価格に関する負担が不当に押し付けられるようなことがないように十分に留意をしていく必要があると思っております。

現時点でどのような不当な押し付けが実際あり得るのか、具体的、網羅的に想定することは困難ではございますけれども、例えばですけれども、大企業が適切な対価を払わずに排出源となる設備を、これ取引先の中小企業に移転する、こうしたケースも想定はし得るかなと思えます。

具体的な対応につきましては、これ個別の事案ごとに判断をしておりますけれども、まずは、こうした行為が存在していないか、政府におきまして厳格に確認をさせていただくとともに、取引上優位な立場を利用して中小企業に不当な負担を押し付けるような取引につきましては、これ必要に応じまして関係省庁とも連携をしまして、政府が一体となってこの是正に取り組んでいきたいと、こう思っております。

○北村経夫君 GXというのは企業の取組、これが重要なんですけれども、それだけでは理解されないと思えます。やはり、社会全体で取り組んでいく、これが重要だというふうに思っております。

また、ほとんどの国民の皆さん、GXって何と、企業の方もそうなんですけれども、国民の皆さんはもっとも理解が進んでいないだろうというふうにも思っています。その意味で、GX政策の意義、しっかりと国民に説明をお願いしたいと思えますけれども、龍崎次長、その点についてはいかがでありますでしょうか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) もう御指摘のとおりでございます。これも国民の理解がないとGXを進めることは難しいと思っております。それで、GXの総合的な戦略を定めますGXの

二〇四〇ビジョンを定めるに当たりまして、全国で説明会を開催するとかいうことをやっておりますし、それから、機会を捉えまして国民に理解を求めるような説明会を含めてやってございまして、引き続き、こうした説明を丁寧に進めるとともに、例えば私ども政府の方でGXの製品を率先調達をするとか、こういった国民に分かりやすい形で取り組んでいく、こうしたことが大事だと思っております。引き続き、しっかりとやってまいりたいと思えます。

○北村経夫君 しっかりと周知をしていただきたというふうに思えます。次に、資源循環に関連して伺いたいと思えます。

この資源循環に向けた動き、既に世界で具体化しております。ヨーロッパにおいては再生材利用義務化の動きもあります。そして、アメリカでも、皆さんアップルウォッチを使っていらっしゃるけれども、その筐体、ケースでありますけれども、これが一〇〇%再生アルミニウムになっているというふうに聞いております。

このような取組というのは、環境保全だけではなく、安全保障の観点からも非常に重要な政策だというふうに考えております。過去、中国はレアメタルを外交上の取引として使ったこともありまして、これからの使っていく可能性は大いにあるわけでありまして、この再生資源ということもその辺をよく考えていかなければならないというふうに思えます。

そのためには、再生資源の活用によるサプライチェーンの強靱化、このことは安全保障上大変重要だと思えますので、今回検討されております再生材利用の義務化の対象となる資源は何なのか、そして、経済安全保障上重要でありますレアメタル、このレアメタルも対象としているのか、その辺を伺いたいと思えます。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 対象となります再生材についてのお尋ねでございますけれども、技術

的にはこれ利用できる状態にはあるものの、品質やコストなどの問題から市場原理だけでは十分にその利用が行われていないことや、それから、天然資源から再生資源に利用を切り替えることでライフサイクル全体の排出削減効果が大きいことなどを総合的に勘案をいたしまして指定をしていきたいと、こう思っております。

現時点では、まずはプラスチックを考えてございますが、続きまして、委員御指摘のとおり、レアメタルについても検討していくことを想定してございます。国内の資源循環の実現に向けまして、こうした指定をするに当たりましては、関係業界や事業者とのコミュニケーションを密に行いながら検討を進めていきたいと、こう思っております。

○北村経夫君 今の説明だとレアメタルも視野に入れているということでありませぬけれども、時間軸とすればどのくらいのことを考えておられますか。いつ頃からこの視野に入ってくるのか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 多少技術的になって申し訳ございませんが、レアメタルにつきましては、現状、例えばバッテリーを生産するときの工程端材として、いわゆるレアメタルを作った後の副産物の形で出てくるものがまだ現状ほとんどでございます。これにつきましては、実はこの今の資源法の中で、副産物の発生抑制やリサイクルをできます別の類型がありますので、そちらの方で実態を踏まえましてまずは対応をまいります。

しかしながら、今回改正いただければですけれども、例えば、バッテリーが使われて廃棄をされてくると、これはもう副産物の類型ではございませぬので、その段階では、今回措置いただくこの類型の中で新たにレアメタルを追加をしまして、こちらの方で対応をしっかりと再生利用を進めていくと、こういう形にしたいと思えます。

したがって、お尋ねですけれども、ちょっと実態を見ながら、工程端材じゃない形ですら

どれぐらい出てくるのか、それを見ながらこちらの類型にも移していきたいと、こう思っております。

○北村経夫君 冒頭、私はGXが産業の競争力低下に向かつてはならないというふうに言いましたけれども、この再生材の利用義務化ということは産業競争力の強化につながるのかどうか、その辺はどういうふうに分析をしておられるのか、見解を伺います。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 近年、脱炭素化や天然資源の枯渇リスクへの対応などを契機といたしまして、再生材の利用に対する要請が国際的に高まっていると、そう認識をしております。

こうした中で、EUでは再生材利用を義務化するような規制を導入したり、それから、アップルなんか顕著ですけれども、グローバルなメーカーが自らのブランド価値を向上するために再生材利用を強化する動きがございまして、こうした国際的潮流の中で、再生材利用に対応していかねば、今後海外の市場や国際的なサプライチェーンから排除されていくおそれがございます。

それから、資源小国である我が国が、資源を国内で循環させずに、資源高の中で輸入に頼り続けられ、いたずらにこれ国富の流出を招くだけである、ということだと思っております。

資源を国内でうまく循環させるためには、純度の高い高品質の再生材の供給が必要となりますけれども、それが高度なリサイクル技術などの技術革新を促し、新たな市場や需要機会の創出にもつながります。

このように、再生材がうまく循環する仕組みづくりは我が国の国際競争力を強化する上で必要不可欠だと、こう考えてございます。

○北村経夫君 最後に、大臣の決意を伺いたいと思っておりますけれども、GXとしてサーキュラーエコノミー、循環経済、これを進めることは大変重要だというふうに思っております。そのためには国民の皆さんに理解してもらおう、先ほども言いましたけれども、そのことが重要だというふうに

思っております。

引き続き、政策を進めて、失われた三十年のくびきを断ち切つて、日本が世界をリードするように全力を尽くしていただきたいと思うのでありますけれども、それについて大臣の決意を伺いたいと思います。

○**国務大臣(武藤容治君)** ありがとうございます。

まさにパラダイムのこの時期にあつて、日本が世界をリードできるように、しっかりとこれを国民の理解とともに進めていきたいというふうに思います。また今後ともよろしく御指導お願いしたいと思ひます。

○**北村経夫君** 時間ありますけれども、これで終わりたいと思ひます。ありがとうございます。

○**古賀之士君** おはようございます。立憲民主・社民・無所属の古賀之士でございます。

先ほど北村委員からも冒頭、日米の関税に関する様々な御所見を大臣にお尋ねがあつたかと思ひますが、今、今朝方、日経の電子版が六時頃伝えている速報によりますと、日本製鉄とUSスチールの交渉、これはいわゆる当局が今審査をしているわけですが、いよいよこれ大詰めを迎えまして、もうトランプ大統領が最終決断へというように記事が出ております。記事によりますと、その締切りが、当局の締切りが昨日、今日という、日本時間でございますので、それから恐らく二週間以内にはトランプ大統領がその決定を下すと。

御存じのように、バイデン政権時に一旦この話は頓挫をいたしまして、再び復活をして今に至つております。私も決算委員会で直接総理にお尋ねしましたが、トランプ大統領は、これはいわゆる買収案件でもあると同時に、実は米国への投資なんだと、そういうことをしっかりと理解してやってほしいと。そして、その交渉自体が、実は、うまくいかないのであれば、これからのやっぱり日米の関税の交渉についても、やはり決してこれは樂觀ができない状況が更に続くんじゃないかと思ひま

すし、また、この話がしっかりとまとまることによつて、やはりお互いがウィン・ウィンになり、そして今後の日米の交渉がうまくいくためのある意味その証左である、きつかけであつてもほしいと思ふんですが、武藤大臣の御所見を現時点で伺ひます。

○**国務大臣(武藤容治君)** 報道、承知をしているところでありますが、この案件、米国での手続中の案件なのでコメントは差し控えなきゃこの場ではいけないと思ひます。

まさに委員と問題意識は私は共有するところだと思ひますけれども、できるだけ我々としてもバックアップはしますけれども、是非そういう形でいい結果に出れるように思つているところであります。

○**古賀之士君** 通告なしで突然の質問で、大変失礼をいたしました。

そういう形で、前向きな結果が出ることを是非、欲しいというふうに私も思つております。

と同時に、今カナダでは財務省レベルでの交渉も今行われていると何つておりますし、これも一つ大きな大きな材料、懸念材料とはなつていません。もう一点ちょっと何つておきたいのは、やはり、昨日なども米国の三十年国債などの金利が上がつております。そして、主要な各国の金利も上がつていて、藤巻委員の方が専門だと思ふんですが、日本は、日本の実は金利も上がつてきています。

そして、どういう状況が生まれているかというところ、簡単に言うと、悪いインフレの懸念が出てきています。この悪いインフレと言われているインフレへの懸念と、しかし、日本はこれまでずっとデフレの中で過剰してきたという部分があつて、非常にこれバランス取るのが難しいところなんです。とはいえ、金利が上がるといふことは、ある意味、例えば住宅を購入したいという人にとってはやっぱり大きな影響を与えてくるし、産

業全体にもやはり、金利が高いとやはりお金も借りにくくなつてくる、そういう影響も出てくると思ひます。

現状のこの世界的なインフレ懸念について、これも、済みません、通告がありませんけれども、今お持ちの御所見で結構ですので伺ひないでしょうか、武藤大臣。

○**国務大臣(武藤容治君)** 昨今、日本がここ数年の中でエネルギーが非常に、貿易収支の関係がありますけど、あつたことも、これも為替の影響も大きく影響している話だろつと思ひます。燃費そのものの値段もありませんけれども、いずれにしても、為替というものに対して、我々は別にそこ操作しているわけでも何でもなく、多分、今日辺りですかね、加藤財務大臣がベッセント長官と向こうでまたお話をされているんだと思ひますけれども、ある意味で、我々、産業競争力とか産業振興という形という、できるだけ相場が落ち着いていた方がいいなというのが正直なところでありま

す。これ以上は所管外ですので、もう答えられないようにさせていただきます。

○**古賀之士君** そういつた、今、冒頭通告なしで伺つた鉄鋼業や、それから様々な住宅の産業もそうでしょうし、いわゆるインフレの懸念にも関係がしてきているわゆるこのGXの推進法、これについてまた深掘りをさせていただこうと思つております。よろしくお願ひいたします。

まず、私は、このカーボンニュートラルの必要性やそれからGXの推進について、これは決して反対している立場ではございません。ただ、やっぱり幾つか、いや、相当懸念もありますので、そこを一つ一つ、環境省を含め、お尋ねをしていきたいと思つております。

まず、パリ協定に基づいて各国が五年ごとに作成、提出を義務付けております温室効果ガスの排出削減目標でありますNDIC、いわゆる国が決定する貢献、ナショナルリーダー・データーミンド・コントリビューション、略してNDICですが、こ

の法案の中核であります排出量取引制度の今後の制度設計の前提となりますこの我が国のNDICの位置付けについてまずお伺ひをしてみたいです。

環境省に伺ひます。

排出量取引制度というのは必要ですが、その前提にちよつとしたずれや何らかのぶれが生じただけでも、運用の効果は大きく影響されると考えられます。新しい制度を論じる前に、この前提に揺らぎといたしませんか、変動幅といひますか、ぶれといひますか、そういった程度が、どの程度を考へていらつしやるのか、国益に直結する議論をこれからしっかりと行つていきたいというのが私の議論の大前提でございます。

まずは環境省に伺ひます。

我が国のNDICは現在どのような内容になつていられるでしょうか。パリ協定の目標というのは、今世紀末までに気温上昇を産業革命前と比べて摂氏二度以下、できれば一・五度以下に抑へるに沿つたものなんでしょうか。また、どのような意味でこの一・五度目標に整合的かつ野心的な目標と政府は述べていらつしやるのか、御説明をいただきたいと思つております。お願ひいたします。

○**大臣政務官(五十嵐清君)** お答え申し上げます。

我が国は、二〇五〇年ネットゼロの実現に向けまして、官民が予見可能性を持つ排出削減と経済成長の同時実現に向けた取組を進めるため、たゆまず直線的に排出削減を進める経路として、二〇一三年度比で二〇三五年度六〇%減、二〇四〇年度七〇%減という新たな目標設定をいたしました。

気候変動に関する科学的知見の評価結果をまとめたIPCC第六次評価報告書では、地球規模のモデル解析において、世界の気温上昇を一・五度に抑へる多数の削減経路を基に、科学的な不確実性に基つき、幅を持つて必要な削減率が示されているところがございます。我が国の新たな目標及び直線的な削減経路については、この削減率

の幅に収まっていることから、一・五度目標と整合的であり野心的な目標であると認識をしております。

○古賀之土君 いわゆる整合性がある、なおかつその幅広い中にも収まっているという言い方で、理解でよろしいことですね。

今お話にも出ましたが、IPCC、これ、世界の気象機関及び国連環境計画が設立しました政府間組織で、気候変動に関する政府間パネル、これをIPCCというわけですが、この第六次評価の報告書では、二〇三〇年までをクリティカルディケード、二〇三〇年といいますが、もうあと五年しかないんですけれども、残り五年しかないんです、その当時は勝負の十年、クリティカルディケードと位置付けて、で、二〇二三年開催のCOP28で決定されました第一回グローバルストックテーク、いわゆるパリ協定の掲げる目標に対して世界全体でどの程度達成できたか進捗を確認する制度においては、一・五度を実現するため、世界全体の温室効果ガス排出量を二〇三〇年度まで、ちよっとお話が出ましたが、一九九一年比、二〇一九年比で四三％削減、二〇三五年に六〇％削減、そして二〇五〇年に排出量を実質ゼロとする必要があるとされているわけです。

政府は、自らが基準年といえます二〇一三年の排出量から目標とする二〇五〇年の排出量ゼロを直線的で結んだ経路に沿っているから整合的として野心的というふうにおっしゃっているというふうに理解をいたしましたけれども、例えば、IPCCが用いている二〇一九年比で言い換えるとうなっているのか。例えば、政府のNDCの二〇三五年の六〇％削減、これは我が国にとつては二〇一三年からの比較になっています。これを二〇一九年比によって換算すると、これ六〇％削減ではなくて五四％削減となるのではないのでしょうか。立憲民主党では今年の二月二十日に、二〇三五年の温室効果ガス削減目標については、国際社会が求める一・五度目標に整合する目標設定が必須であり、IPCCが示す科学的知見などを踏まえ

て、世界平均で二〇一九年比六〇％削減が求められている、政府が基準とする二〇一三年比に置き換えれば六六％に相当することから、日本は二〇一三年比六六％以上の削減目標を設定するべきであるとの談話を出したんですけれども、これは環境省、政府としてはどのように考えていらっしゃるのか。

○大臣政務官(五十嵐清君) お答えする前に、先ほどの質問で、ちよっと答弁で数字が間違っていました。二〇四〇年度に七〇％減と申し上げましたが、実際はNDCとしては二〇四〇年度で七三％減ということですので、訂正をさせていただきますか。

○政府参考人(堀上勝君) ただいま御質問のありました、まず二〇一九年度比で換算するかどうかということについてお答えをいたします。

世界全体の排出削減の取組によって実現を目指す一・五度目標につきましては、各国がまずそれぞれの目標設定に当たって整合性を検討して説明していくというものであると承知をしております。

IPCC第六次評価報告書が示しております二〇一九年比で二〇三五年六〇％削減と、これ地球規模のモデル解析におきまして世界の気温上昇を一・五度に抑えるべく削減経路が示されておりまして、その中の中央値を示しているものでございます。この報告書では、より正確には、科学的な不確実性に基つきまして、世界全体で必要な削減率としては四九％から七七％までの幅がありまして、それをもって示されてございます。

それで、我が国の目標ですが、二〇三五年目標につきまして機械的に二〇一九年度比に換算するとしますと、これは約五三％削減ということになります。中央値、IPCCの中央値は下回りですけれども、我が国の新たな目標、その削減幅の中に含まれてまいります。そういう意味で一・五度目標と整合しているということを示しているということでございます。国際社会に対して、このような我が国の考え方、様々な機会を捉

えてしっかりと発信していきたいというふうに考えてございます。

○古賀之土君 ありがとうございます。

今申し上げたように、その二〇一三年比なのか二〇一九年比かによってもまた数字が変わってまいりますし、かつてこの経産委員会でも取り上げさせていただきましたけれども、やっぱり各国が、今御答弁ありましたように、結構ばらばらで、基準がそれぞれ比較できないような状況に今なっています。今、先ほど北村委員からの御質問があった、環境省さんとしても国民の理解に努めていくということもとても大事なことで、一方で、現状、環境省さんが悪いわけではなくて、世界的な結局グローバルスタンダードがまだでき上がっていない状況なんです、現実。だからこそ懸念を感じているわけでございます。

例えば、国際的な枠組みでは、九七年の京都で開かれたCOP3で採択されました京都議定書が画期的なスタートでありましたけれども、これは最大の問題点としては、先進国だけに削減義務が課せられたということ、それから米国や中国、インドが削減義務を負いません、それから、これ第一約束期間と言われるんですが、二〇〇八年から二〇一二年、もう十年以上前に終わった話なんですけれども、排出削減義務を負う国の排出量が世界全体の四分の一にとどまってしまうことなどが挙げられておりました。

結果、我が国は地元でこれ開かれた議定書の批准国であり続けるんですけれども、議定書の延長、つまり第二約束期間、二〇一三年度以降は不参加なんです。京都議定書から実質離脱しているという現状でございます。これを決定した経緯があるわけです。

一方、現在のパリ協定では、全ての国が温暖化防止に取り組むんですけれども、削減目標は各国が国情に応じて自主的に設定して、報告は必要だが、目標未達の罰則はないということです。まあ小学校と比較すると申し訳ないんですけども、よく学級委員会などで、お互いに気を付けましょ

うみたいな形で終わる結論なんです。そういう状況ですので、もう本当に、各国のモラルや、各国のそれこそいわゆるオネスティにもう任せられないというのが現状でございます。この非常に受皿が足りていない今環境の中で、まさに私たちはこのGXを推進していく。

そして、各国のNDCも、削減率の数字は大きいんですけども、これも取り上げさせていただきます。例えば、我が国の基準年は二〇一三年と先ほどから申し上げておりますが、米国やカナダ、オーストラリア、中国、インド、ブラジルは二〇〇五年がスタートです。そして、これだけでも八年ずれがあります、日本と。で、EU、イギリス、ドイツ、ロシアは一九九〇年と、基準年がもう相当古いんですね。そして逆に、トルコは二〇一二年、そして韓国は二〇一八年、サウジアラビアは二〇一九年と、日本よりも基準年が新しいという現実もあります。

この中には、またちよっとこれも驚くべきことなんですけれども、基準年そのものを設けてない国もあるんですよ。つまり、現状維持とか従来どおりと書いてあるだけで、もう数値的なエビデンス全く書いてないところ、国もあるんですね。

そういう形で削減率を公表する国さえもあるという現状の中で、この各国の目標の削減率というのを、まあ疑っちゃいけないんでしょうけれども、やっぱり検証していく必要は当然あると思えますし、お互いが確認をしていくやっぱりシステムも必要になってくると思えます。

ちなみに、翻って我が国のNDCについては、先ほどちよっとお話は出しましたけど、もう一度確認させていただきます。このNDCそのものは厳しいんでしょうか、それともこのそれぞれの基準年からすると、足して計算すると、緩い方なんですか、それともほぼほぼ平均値なんですか。お願いします。

○政府参考人(堀上勝君) まず、基準年について

御説明をさせていただきます。

パリ協定におきましては、各国はNDCの策定に当たりまして、各国の今いるんな事情があるという中で、その事情に照らしてできる限り高い野心を反映するということとされております。ただ、野心的かどうかについての明確な基準がないということ、なかなか各国のNDCの野心度が低いのか高いのかということについて比べるのは難しいという状況です。

また、NDCの基準年について、各国がそれぞれの事情に基づいて決めています。そういうことです。ある特定の基準年ベースに各国のNDCを比較するというのはちよつと適当ではないかなというふうに考えてございますが、その上で便宜的に二〇三五年目標を二〇一九年比に換算したとした場合、例えば我が国、先ほどもお話ししました約五三%減、英国が約六六%減、それからカナダは約四四から四九%減と、そういう数値になります。なかなか、先ほどお話ししたとおり、比較自体がちよつと難しいという状況でありますので、我が国の新たな目標自体は、先ほどお話ししたとおり、一・五度目標とは整合的であるというふうにご認識をしております。

○古賀之土君 まあ本当に難しいですね。各国が基準年がばらばらな上に、分からないとか現状維持ですとか従来どおりと答えている国があったら、それはもう計算のしようがないというのは重々理解ができます。だからこそ、この問題の難しさがあると思うんですが。

各国のそのNDCの一覧によりますと、これも取り上げさせていただいたことがありますが、ネットゼロの長期目標の欄は、これは皆様もよく御存じのように日本は二〇五〇年となっておりますが、中国が二〇六〇年、インドが二〇七〇年、そして米国はトランプ政権でパリ協定離脱を宣言したわけでございます。中にはトルコの二〇五三年とか、二〇五〇年カーボンニュートラルの目標についてこれ地球全体で考えた場合、これ、排出量の大きい、いわゆる排出量大国抜きでこれ計算

できるんだらうかと。そしてまた、分母そのものがやはり、排出量の大きい国がやはりかなり大きなパーセンテージを占めています。日本のパーセンテージは数%という話も聞き及んでいます。けれども、その辺の確認も含めて、この辺も含めてですね、本当にこの排出量大国抜きでこういうカーボンニュートラルがしっかりと実現できるんだらうかということをお尋ねいたします。

○政府参考人(堀上勝君) まず、IPCCの六次評価報告書でございますけれども、ここで、二〇五〇年代初頭に世界全体での二酸化炭素排出量ネットゼロということで、その際、一・五度に抑える排出経路ということで示されております。その一・五度に抑える排出経路でありますけど、国の個別の施策の目標を加味したというものではないということでも承知をしておりますので、御指摘いただいた排出量大国を抜いた場合にどうかということをお示しすることはちよつと難しいというふうにご認識をいたします。

○古賀之土君 いや、本当、だから難しいんですよ。分からないで、これで、だからちよつぱり国民に説明していく側も大変だと私は思います。実際に、いや、もつとつばいのところはもうどうんどの二酸化炭素出しまくっているんじゃないのといったときに、いや、私たちだけコスト掛かるんですよみたいなお話を理解していただくというのは結構大変なことではないかと思えます。ただ、一旦ここはちよつぱり問題を共有しておくということとはとても大事なことですし、その上で、私たちの国民性を踏まえたら、これは将来的に必ず役立つんだという思いの中で進めていかなければいけないお話だとも理解をしております。

我が国では、昨年の十一月、このNDC原案を示して、賛否の対立は当然起きたわけでございますが、世界に目を転ずれば、より激しい活動を展開しました。例えばスウェーデンのグレタさん、当時十代だった方ですが、かなり話題になりました。その思想はいわゆるクライメットジャスティス、環境正義というのにも驚かれた方も多いと思

います。

最近、同様に衝撃だったのは、国連の気候変動枠組条約の元首席交渉官をされていた、現在は東京大学の公共政策大学院特任教授の有馬純さんが、パリ協定のせいで高コストの温暖化政策を強いられているとの議論があるが、問題は、パリ協定の枠組みそのものではなく、五〇年、いわゆる全地球的なカーボンニュートラルという実現不可能な温度目標からバックキャストした非現実的なエネルギー転換を自国にも他国にも強いようとする環境原理主義者たちであると。これ、私が言っているんじゃないですよ、有馬さんが言っているんですよ、有馬さんが言っているんですよ、誤解のないように。続きがあります。五〇年、その全球、いわゆるその全地球的なカーボンニュートラルは妄想にすぎないが、地球温暖化を防止するという方向性は間違っていないというペーパーを電力政策研究会のEPLレポート、今年の四月の中で表明をしております。

発言内容を見ると、もう本当にうつつと驚くわけですが、しかも、その内容というのを述べた方が、もう一度申し上げますと、現在は東京大学の公共政策大学院の特任教授であり、そして元国連気候変動枠組条約の首席交渉官であったということとは、これ決して軽くない話だと思っております。

この辺も含めて、こういった中で、ちよつと質問しづらいんですけども、二〇五〇年、地球全体のカーボンニュートラルの実現というのは、これは、こういう方のように妄想なんですか。それから、それでもクライメットジャスティス、環境正義を追求するべきなんでしょうか。その達成の見通しは、これどの程度立っているのか。今日は環境省にお尋ねをしたいと思っております。今日も環境省にお尋ねをしたいと思います。五十嵐政務官、よろしくお願いたします。

○大臣政務官(五十嵐清君) 二〇二三年のCOP28におきましても、一・五度の削減目標の実現に向けた行動の重要性、これが改めて強調された

ころです。この一・五度目標の実現のために世界で取り組むことが重要という認識を持っておりま

す。このために、百四十か国以上の国が年限付きのカーボンニュートラル目標を掲げ、このうち主として先進国は、二〇五〇年までにその達成に向けて取り組んでいるところがございます。この一・五度目標実現に向けた脱炭素の取組は、現在の世界的な潮流になっているという認識を持ってございます。

我が国としては、二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向けて、脱炭素と経済成長の同時実現を目指し、揺らぐことなく気候変動対策に取り組むとともに、我が国の経験や技術等を生かして世界の脱炭素化にも貢献してまいりたいと考えております。

○古賀之土君 今御答弁いただいた中には、若干事実と異なる部分もあるかと思うんですね。例えば、主要な中がちよつぱりとか、世界の潮流がという中で、その中でやはり、申し上げたとおり、米国の排出量の多い国々もどうなるか分からないような状況の中で、ちよつぱり、どちらかということ、なっているのではなくて、ちよつぱり、どっちかという思いが正確な御答弁ではないかなと私自身は思った方がいいです。五十嵐政務官が悪いわけではなく、私、立場で今申し上げておきます。

一方で、これは、実は金融機関にも大きな動きがあります。例えば、もう時間がありませんで、私、三十分でしたよ、もう時間ありません。もう最後の質問にしますね。(発言する者あり)じゃ、三十分、ありがとうございます。済みません。脱炭素を目指す国際的な枠組みの金融機関の大手が相次いで脱退をされていて、なおかつ、日本の金融機関もそれに追隨しているという流れが今あるんですね。これどうということかという、排出量取引制度は必要なんですけれども、前提にこのずれやぶれ

が今生じていて、実際の制度設計や運用効果が大きく影響され得るといふふうに申し上げましたけれども、この問題の難しさは、気候変動をやめるといふ地球規模の命題を追いかけつつも、国家として産業の国際競争力や国民の生活レベルを落とさずにそれを達成できるかという、言わば連立方程式にあると考えております。

そうした中で気になるのが、先ほどから申し上げている米国トランプ政権のバリ協定離脱、そして、トランプ大統領がそれを標榜したのか、再選が決まった後に、去年の末から、米国の大手金融機関がNZBAからの脱退を始めています。

このNZBAというのは、ネットゼロ・パンキング・アライアンスの略で、国連環境計画が事務局を務める、二〇五〇年度までに銀行の融資のポートフォリオにおける温室効果ガス排出量をネットゼロにするための国際的な金融機関の連合なんです。

この連合から、二〇二四年十二月にゴールドマン・サックス、同じく十二月にウェルズ・ファーク、年末の大みそかにシティグループとバンク・オブ・アメリカ、年明けに、一月二日にはモルガン・スタンレー、一月八日にはJPモルガン・チェースが脱退しました。そして、我が国でも連動するように、大手金融機関が三月からドミノ倒しのように、三井住友、三菱UFJ、みずほ、野村ホールディングス、農林中金が脱退して、今や残っているのは三井住友トラストグループのみと聞きます。

この事態を、金融庁さん今日お見えでございます、これ結びの質問にさせていただきます、どのようにお考えでしょうか。

○政府参考人(川崎暁君) お答え申し上げます。NZBAをめぐる状況につきましては、委員御指摘のとおり、昨年十二月に米国の金融機関大手がNZBAを脱退しまして、我が国金融機関においても現在は一社のみが加盟を継続している状況であるといふふうに認識しております。個々の金融機関のNZBAからの脱退につきま

しては各社の経営判断に属する事柄ではありますけれども、状況といたしましては、これらのNZBAから脱退したいずれの我が国金融機関におきましても、引き続き二〇五〇年までに融資資本ポートフォリオの温室効果ガス排出量をネットゼロにするというコミットメントを維持するとともに、アジア等における脱炭素に向けた移行金融を通じて支援を行うなど、国際的な取組等についても引き続き貢献していく方針、をいているという状況になっていくと認識をいたしております。

○古賀之士君 様々なところにやはりこれ影響が出始めているということをごきさんと共有をして、私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○村田享子君 おはようございます。御安全に。今日もよろしく願います。立憲民主・社民・無所属の村田享子です。

今日、まずは冒頭、やはり私もGX、グリーントランスフォーメーションのところ聞いていきます。

〔委員長退席、理事古賀之士君着席〕

この今回の改正案の背景になる部分でございますが、我が国では、二〇二三年に成立をいたしました脱炭素成長型経済構造への円滑な移行の推進に関する法律に基づきまして、二〇五〇年カーボンニュートラルの実現と経済成長の両立、まさにここがグリーントランスフォーメーション、GXでございます。これを実現するための施策が行われ、産業、企業においても取組が進められております。この二〇二三年に今回の改正案にも入っておりますGX推進法が成立したとき、私も当時の参議院の経済産業委員会のメンバーとして審議をさせていただきました。

あそこから二年たったわけなんですけれども、最初に、二〇二三年にGX推進法が成立したときの、あのときもいろいろな議論ございました、今後どのようにして国はGX進めていくよ、そうした当時の見込みと比較をしまして、現在の我が国のGX実現に向けた進捗状況をどのように認識をさ

れているのか。

あわせて、先ほど古賀委員からも海外の状況についてもいろいろお話ございましたが、国外を見てもみますと、これ、こちら、第七次エネルギー基本計画に書いてございます。欧米各国を中心に、二〇五〇年カーボンニュートラル実現に向けた野心的な目標を堅持しながら、エネルギーの量、価格両面での不安定化を受け、多様かつ現実的な取組を採用する傾向であったり、またトランプ大統領による米国のバリ協定からの再離脱、米国の関税措置等の情勢の変化、この二〇二三年以降もいろいろ国外の情勢変化も起きております。

このような変化が我が国のGX推進戦略に与える影響、また、この情勢変化を踏まえて今後どのようなGX推進戦略を行っていくのか、GX担当大臣でいらつしやいます武藤大臣にお尋ねをします。

○国務大臣(武藤容治君) GXの進捗状況と、それから国外、国外の状況も踏まえての御質問いただきました。

進捗の方ですけど、このGX実現に向けて、GX経済移行債を活用したいいわゆる二十兆円規模の先行投資支援と制度的措置を一体的に講ずること、で百五十兆円を超える官民GX投資を実現していく方針をお示したところの中で、先行投資支援につきましまして、先ほど答弁ありましたけれども、既に約十四兆円の支援規模の見通しを示しているところでありまして。

こうした政策によって、鉄鋼業における高炉から革新電炉への転換ですとか、ペロブスカイト太陽電池の開発、社会実装を始め、大規模な投資が進み始めているということでありまして。カーボンプライシング等の制度の具体化も今まさに、今日も御審議いただいているところであります。

海外の状況でありますけれども、トランプ政権による、さつき古賀先生のお話もありましたバリ協定の脱退、これは、もう欧米における動きは承知しているところであります。世界全体で脱炭素に向けて取り組んでいく必要性や方向性は、私も

変わらないと認識しているところでです。

先般もASEANのオンライン会議やったり、またAZECもそうなんですけれども、それぞれ国、それぞれ非常に困惑をしている状態ですけども、この世界の方向というものは、日本の技術というのに対しては大変期待をしておられる国ばかりでございますので、是非こういう必要性は、我々もしっかりと頑張っていかなきゃいけないという思いでおります。

そして、GXの実現に向けては、中長期の視点でぶれずにまさに取組を進めていることが重要と考えております、官民で施策の具体化を進め、引き続き、エネルギー安定供給、経済成長、脱炭素の同時実現を目指してまいります。

○村田享子君 もちろん、世界の状況に変化があっても日本として脱炭素を進めていく、併せて経済成長も行っていく、今大臣がおっしゃっていただいた日本のこのGXに関する技術、環境と経済を両立していく技術についてはこれまでずっと磨いてきたもので、今大臣からも言及のあったASEAN中心に、やっぱり日本の技術を生かしながら、自分たちも経済成長、そして脱炭素やっていくんだ、その連携も私も非常に重要だと思っております。

その上で、じゃ、今回の法律案、改正案の議論となっていくわけなんです、まず大前提として、今回の法律案は、GX推進法及び資源有効利用促進法の二つの法律を一つの法律案として改正をする、これ、及びという言葉でつないでいます、及び法案とも呼ばれるものでございます。こうした二つの法律を一つの法律案として改正をする理由は、何でしょうか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) お答え申し上げます。今回のGX推進法と資源有効利用促進法の改正は、これいづれもGX政策の柱でございます、我が国がエネルギー安定供給、経済成長、それから脱炭素の同時実現を目指す上で極めて重要だと思っております。

具体的には、GX推進法に基づくカーボンプ  
ラッシングは、二十兆円規模の先行投資支援の原資  
となるだけでなく、低い水準から始まり徐々に上  
昇していくという炭素価格の姿を示して、予見可  
能性を高めることで企業に早期にGX投資を行う  
インセンティブを与えるものでございます。ま  
た、資源法で講じます再生材の利用拡大や環境配  
慮設計の促進の措置、こちらは、天然資源の投入  
量の削減を通じて、製造プロセスにおけるエネル  
ギー消費量、それから二酸化炭素の排出量、これ  
らを抑制できることから、排出削減の早期かつ確  
実な手段として有効でございます。GXを推進  
する上でも重要な役割を果たすこととなります。

その上で、いわゆる束ね法案、及び法案として  
の提出には、こうした今御説明したような政策的  
な一体性があることに加えまして、条文上の牽連  
性があること、それから付託委員会が同一である  
ことが必要であると認識をしております。

この点、条文上の牽連性につきましては、今ま  
で御説明した政策的な一体性の効果が十分に発揮  
されるように、資源法の法目的に、GX推進法と  
相まって再生材利用による脱炭素化を図る旨を規  
定したことに加えまして、今回の資源法で対象と  
なりますメーカーなどが製品を作る際には、大口  
の排出者として推進法の排出量取引制度の方の対  
象となる素材メーカーの再生材を使うことの配慮  
を求める、それから、今言った素材メーカーとそ  
れから製品のメーカー、この両者を仲介する役割  
としてGX推進機構が必要なサポート業務を行え  
るようにするなど、GX推進法と資源法とは密接  
な牽連性を有してございます。

加えまして、付託委員会につきましては、これ  
GX推進法、資源法のいずれも過去に本委員会  
御審議いただいたという経緯があることから、今  
回束ね法案として提出させていただいてございま  
す。

○村田享子君 詳細な御答弁、ありがとうございます。  
法律の概要というところでいうと、排出量取引

制度、こちらがGX推進法がメインだと、資源循  
環の強化、資源法とGX推進法、そして三つ目が  
化石燃料賦課金の徴収、GX推進法、そして財政  
支援がGX推進法ということになって聞いてあります。  
確かに関連があるということ、私も理解をいた  
しましたが、今回、衆議院の議論も議事録読みま  
したけれども、排出量取引制度、ここもかなりい  
ろんな論点があります。あわせて、資源循環、こ  
ちらも大事だということ、確かにGXとい  
うことではあるんですけども、やっぱりそれぞれ  
結構重要な産業、企業に取組を求めるところでも  
ございますので、私はやっぱり、より充実した審  
議、できるなら別々に議論を進めても、出して  
よかったのではないかとこのところを最初に言わ  
せていただきます。

その中で、まず、今日は化石燃料賦課金のと  
ろについてお聞きをいたします。  
GX二〇四〇では、化石燃料の賦課金は、石油  
石炭税と同一の対象に対して賦課するところ、必  
要な事務を担う執行関係事業者の執行可能性の確  
保、関係機関との連携、代替技術の有無や国際競  
争力への影響といった観点を踏まえて、その減免  
の在り方を検討していく必要がある、こうしたこ  
とから、執行関係事業者の一元的な数量管理や執  
行の連携などを通じた賦課金の円滑かつ確実な制  
度運営のため、石油石炭税と同一の扱いを化石燃  
料賦課金に講ずるべく、詳細設計の検討を進めて  
いくとされております。

化石燃料賦課金についても、今のここにありま  
した石油石炭税において措置されている減免等と  
同一の扱いが講じられるよう検討が進めているの  
か。  
また、今日の議論の中でも、CO<sub>2</sub>の排出が多  
い産業として鉄鋼業等がござります。鉄やコー  
クス、セメントの原料として使う石炭について  
は、石炭以外の原料への代替が不可能であること  
や、経済への影響を踏まえて石油石炭税が今免除  
されておりますけれども、化石燃料賦課金につい  
ても免除となるのでしょうか。大臣、お願いしま

す。

○国務大臣(武藤孝治君) 本年二月に閣議決定  
いたしましたGX二〇四〇ビジョンでは、化石燃料  
賦課金について、石油石炭税において措置されて  
いる減免等と同一の扱いが講じられるよう検討を  
進めていくこととしておるところです。

石油石炭税では、これは、我が国経済への影響  
や国際競争力の観点、そして代替可能な技術が存  
在しないという観点から減免措置が講じられてお  
ります。石油石炭税と類似の制度である化石燃料  
賦課金でも、同様の観点での検討は必要と考えて  
います。鉄鋼、コークス、セメントの製造に用い  
る石炭については石油石炭税で免除措置が講じら  
れておりますが、化石燃料賦課金においても免除  
措置を講ずるべく、詳細の検討を進めてまいりま  
す。

○村田享子君 化石燃料賦課金については導入初  
年度が二〇二八年度というふうにお聞きをしてい  
ます。

やはり、事業者の予見可能性の確保、これが大  
事です。今日も御答弁の中で高炉が革新的な電炉  
に変わっていくと、これ、恐らく岡山の事例だと  
いうふうにもマスコミの発表で承知をしてお  
りますけれども、今、鉄鋼の事業者の方にお聞きを  
すると、もちろんカーボンニュートラルも進めな  
いといけない、その上で、今、高炉の建て替えの  
時期というの、それぞれ事業者があらわれる中  
で、高炉の建て替えと、じゃ、二〇五〇年カーボ  
ンニュートラル、どうしていくのと、その投資の  
決断をしていく時期です。その上で、国からの支  
援がどうなっていくかもそうですし、化石燃料賦  
課金、また排出量取引、負担ですよね、企業に  
とっては、そこをどうやっていくのかという上で  
今後の事業計画を立てていきますので、やっぱり  
事業者の予見可能性の確保が産業の発展にも重要  
だと思っております。

その上で、化石燃料賦課金について、導入初年  
度となる二〇二八年度の価格水準及びその後の見  
通しを示すことが必要だと思います。どうでしょ  
うか。

うか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 化石燃料賦課金で  
ございますけれども、これ、足下の負担や競争力へ  
の十分な配慮が必要なことから、現行のGX推進  
法上、エネルギーに係る負担を中長期的に減少さ  
せていく中で、その負担が総額として増えない範  
囲内で二〇二八年度から導入すると、こうされ  
てございます。

(理事古賀之土君退席、委員長着席)  
その中で、賦課金の各年度の価格水準につ  
きましては、これ、二〇二二年度の石油石炭税収から  
の差分などを基礎として設定することとなつて  
ございまして、導入開始時は、これ石油石炭税収の  
減収幅は大きくないため低い価格水準となり、一  
方で、将来的にGXの進展により化石燃料の使用  
量が減少し、この税収の減収幅が大きくなる中  
で、それに応じて徐々に価格水準が上がっていく  
ことを想定した制度設計となっております。

他方、二〇二八年度の税収の具体額は、これ明  
らからでは現時点でございませぬので、賦課金のその  
時点での個別具体的な価格をお示しすることは困難  
ではございますけれども、民間のこれシンクタン  
クが一定の仮定の下に試算をした結果ですと、こ  
れ二〇二八年度の導入当初の価格水準は、これが  
ソリン価格に換算した場合ですけれども、リッ  
ター当たり一円未満の範囲であるとの見通しが示  
されてございます。

いずれにいたしましても、御指摘のとおり、予  
見性、それから透明性は大変重要でございますの  
で、二〇二八年度の税収見通しが明らかにになり  
次第、可及的速やかに価格水準を示すことができ  
ようしっかりと準備をしていきたいと、こう思っ  
てございます。

○村田享子君 化石燃料賦課金の議論について  
は、先ほど私が申しました石油石炭税もございま  
すし、揮発油税、軽油引取税、航空機燃料税、石  
油ガス税、電源開発促進税など、やっぱり化石燃  
料に関連する税制との重複を整理すべきといった  
意見もございまして、この点、いかがでしょうか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 化石燃料賦課金を含まず今回のこの成長志向型カーボンプライシングは、これ二十兆円規模の先行投資支援の原資となるだけではなく、炭素価格の予見性を示すことで企業のGX投資を更に後押しする役割を担うものでございます。

御指摘のような燃料課税、いろいろございますけれども、これ電源開発促進税等は措置の目的、手法、使途などが異なると考えてございます。

少し具体的に申し上げますと、燃料課税や電促税は、これ燃料や電気の使用量に応じた負担を求めめるものである一方、化石燃料賦課金は、これカーボンプライシングとして化石燃料に由来するCO<sub>2</sub>の量に応じて負担を求めるといって基本となり、まず賦課対象の考え方が異なります。

それから、その水準につきましても、化石燃料賦課金は税と異なりまして、先ほどから申し上げていきますように、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入していくと、こういうことが現行のGX推進法で既に明記をされてございまして、毎年度、したがって機動的に単価を決定することとなります。

さらに、化石燃料賦課金は、これ使途は、これGX経済移行債による二十兆円規模の先行支援の償還財源としての役割を持つことになりましてけれども、この先行支援の方は、これは排出削減に加えて、経済成長と産業競争力強化にも貢献する事業に活用されることとされておりまして、先ほど来出ている革新電炉等への支援が行われるのに対して、税の方は、例えば石油石炭税でございまして、税の課入であれば石油の備蓄等の燃料の安定供給対策にも活用されるなど、これ税によって使途はまちまちだということでございます。

このように、化石燃料賦課金は、既存の税制とはその趣旨や具体的な設計、手法などが異なるものであり、重複するものではないと認識しておりますけれども、いずれにいたしましても、賦課金が事業者や国民にとって恩恵があるものになるよ

うに適切に制度は運営をしていきたいと、こう思っております。

○村田享子君 続きまして、排出量取引制度についてお聞きをします。

私、やっぱり、今日も出ていますけれども、カーボンリーケージをいかに防ぐのかというのがもう一番重要だと思っております。このカーボンリーケージ、規制の厳しい地域から緩い地域への生産拠点の移転であったり、規制地域外から物が入ってきて、そうした物の輸入が増加して、安い、CO<sub>2</sub>出した安い製品が入ってくることで日本のメーカーが立ち行かなくなる、これは絶対避けたいいけないです。

今、国内でいうと、需要もどんどん減っていく中で、じゃ、もう工場自体を海外に移そうかみたいなことにもつながってはやっぱり一番いけないと思っております、これはもう企業だけの問題じゃなくて、例えば高炉が一つなくなってしまう、働く場所もない、その町も衰退してしまうというところで、ここはもう重々御承知だとは思いますが、だからこそ今回の制度設計が私は非常に重要だと思っております。

GX二〇四〇でも、やっぱりこのカーボンリーケージに、業種に該当する事業者について、ちゃんと我が国の産業特色も踏まえていろいろ検討してくださいねといったものがございますが、例えば、今回、追加割当てを行う業種であったり、こうした措置をどのように発動していくのか、こうした制度の詳細についてどのような検討が行われているでしょうか。

○政府参考人(龍崎孝嗣君) 御指摘のとおり、産業競争力、国内雇用の維持強化や世界全体での排出削減の実現の観点から、カーボンリーケージの回避がされるような制度設計にすることが重要でございます。

まず、今回導入する排出量取引制度につきましては、排出量の決定に当たりまして、業種ごとに目指すべき水準を定めるベンチマーク方式を基本としまして、その水準に相当する排出枠を企業に

無償で割り当てることとしてございます。これによりまして、業種特性による排出削減の難易度やそれを解決できるまでの時間軸、それから代替技術の有無などを考慮した排出枠の割当てが可能となるだけではなく、割り当てられた排出枠の範囲内で排出量を抑制することができれば排出枠を追加で調達する負担は生じない、こうした仕組みでございます。

加えて、産業の国外移転を防止し、成長分野に對する国内投資を促進するような制度設計とするために、製造拠点の国外移転リスクを一定の方法に基づき把握しまして、リスクの高い事業者については、排出枠が不足する場合、追加で無償割当てを行うなどの措置を講じていく方針でございます。

こうした点につきまして、昨年度、内閣官房に設置しましたGX実現に向けたカーボンプライシング専門ワーキンググループ、こちらにおきまして、多排出産業を中心に産業界から集中的にヒアリングを行った上で検討してきてございます。

その上で、御指摘のどの業種が対象になるかや、具体的にどのような基準で追加割当てを行うかの詳細につきましては、これまだお示しできる段階にはございませんけれども、産業競争力への影響などを考慮しつつ、諸外国の制度も参照しながら、今後、産業構造審議会や技術的、専門的な議論も行いながら固めていきたいと、こう思っております。

○村田享子君 今後、具体的な制度設計、議論が行われるということでございますが、冒頭、背景のところでも聞いたように、この二年の中でも、もう国内外いろいろな変化がございます。

また、国内の企業も、例えば鉄鋼業でいうと、水素還元製鉄であったり電炉であったりといった研究開発されていますが、もちろん、研究、スケジュールはあっても、その進捗がどうなっているのか、私も随時聞いてはいますけれども、やっぱり予想外のことが起きたりとかいうこともあるので、本常に常に業界の、産業の皆様のお声も聞き

ながらそうした制度設計していただきたいと申し上げて、私の質問を終わります。

○石川博崇君 公明党の石川博崇でございます。質問の機会をいただきまして、大変ありがとうございます。

今回の法律案につきましては、二年前の五月に成立したGX推進法において導入された成長志向型カーボンプライシング、これを具体化することなどを通じて、脱炭素化あるいは資源循環を推進し持続可能な経済社会の構築を目指すものであり、極めて重要な取組であるというふうにご考えております。

我が党におきましても、昨年十二月、総理に對しまして、脱炭素社会の実現に向けて、地域共生型の再エネ導入促進など地方創生にも貢献する地域脱炭素の取組を一層促進することなども要望させていただきました。また、資源循環につきましても、我が党にはサーキュラーエコノミー・循環型社会推進会議というものがございまして、この会議体で一昨年の六月、循環経済への移行を目指して、国民生活に密着した製品の資源循環の推進を求める提言なども行わせていただいたところでございます。

そういった観点から、以下、法案の内容について質問をさせていただきます。

まず、武藤大臣に、排出量取引制度導入の意義についてお伺いをしたいと思います。

排出量取引制度については諸外国でも例があるわけですが、どちらかというと経済効率性を重視している制度が多いというふうな言われておりますが、我が国におきましては、この排出量取引制度本格導入に向けて、脱炭素成長型経済構造への円滑な移行ということを目的に掲げております。経済効率性のみならず、経済成長というものを同時に満たすということに力を入れている。長年にわたってこのカーボンプライシングの議論、経産省、環境省で行われてきたわけですが、今般、この排出量取引制度、本格的に導入

するに至った経緯、また今申し上げたような意義について大臣から御説明をいただきたいと思っております。

○国務大臣(武藤容治君) いつもいろいろ与党の中でお世話になっております。御指導いただきまして、済みません。

G Xの意義ということについての御質問をいただきました。

このG X政策をめぐっては、二〇二〇年頃から各国で、カーボンニュートラル実現に向けた大規模な投資競争が行われるようになりました。我が国も、G Xを経済成長の原動力とするために、官民協調で百五十兆円を超えるG X投資を実現する方針を示しました。こうした中で、カーボンブレイジングについても、経済産業省や環境省を中心に政府内での議論を重ねて二年前に成立をいたしました。現行G X推進法では、カーボンブレイジングを企業の先行投資の更なるインセンティブを創出する手段として規定するに至ったところであります。

カーボンブレイジングは、先行投資支援と一体とすることで、効率的な排出削減の推進にとどまらず、企業のG X投資を引き出し、まさに今委員がおっしゃったように、経済成長、これを阻害することなく、排出削減と競争力強化の同時実現を目指すという世界でも例のない制度となつていくところであります。

○石川博崇君 是非、今後の本格的な導入に向けて御尽力賜りたいというふうに思っておりますし、今おっしゃっていただいた経済成長目指すんだというこの目的を是非実現できるように我々も後押しをしていきたいというふうに思います。

一点、ちょっと問題意識として皆様とも共有させていただき、質問させていただきたいのが、カーボンニュートラル実現していくために、排出削減、これを後押ししていくというのは極めて重要です。脱炭素電源とかライフスタイルの転換とか、二酸化炭素の排出をできるだけ抑制していくということも大事ですが、同時に、やっぱりどうしても二酸化炭素排出ゼロにできない産業もござ

います。航空などのセクターもございまして、やはり排出をゼロにできない場合どうするかという、大気中にある二酸化炭素をどう回収していくのかということが極めて大事です。

直接空気回収技術、ダイレクト・エア・キャプチャー、D A Cと言われておりますけれども、このD A C技術、現在のところ、技術的にも経済的にも発展途上にあります。国際社会においては、このD A C技術に対する支援が加速、急速に拡大しております。一方で、我が国のこのD A Cの研究開発あるいは実証、商用化が遅れているという指摘もございまして、これをいかに加速化していくかということは極めて重要な論点ではないかというふうに思っております。

このような中で、今年の二月の第七次エネ基、エネルギー基本計画においては、D A Cを含む二酸化炭素回収技術について、G I基金等により研究開発を後押しをしていくということが明記されたことは評価をしたいと思います。一方で、このD A Cに対して、G X推進法あるいはエネ特で規定を見ますと、果たして支援の対象になるのかならないのか、この点が不明瞭であるという現場の声がございまして。

私は、是非、このD A C、二酸化炭素回収技術をG X投資支援の中核技術の一つとして明確に位置付け、研究開発から社会実装に至るまで継続的な資金支援を行うべきではないかというふうに考えております。

もちろん、この二酸化炭素除去といっても、例えば森林吸収、植林をすることで、そういったことも含むとすると余りにも多様になってしまいますので、例えば、そういう自然プロセスによるものではなくて、今私が申し上げたようなD A Cのような工学的プロセスによるもののみを支援対象にするということも一案ではないかというふうに思いますけれども、この点も含めて政府の御見解をお伺いしたいと思います。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

委員御指摘のとおり、D A Cは大気中の二酸化炭素を回収、除去するいわゆるC D R技術の中でもC O<sub>2</sub>の回収量が正確に測定できますことから、排出削減が困難な製造プロセスを持つ企業などがD A Cを活用したカーボンクレジットを購入する動きも実際出てきているというふうに認識をしております。

経済産業省といたしましても、D A Cにつきまして、C D R技術についての検討したネガティブエミッション研究会を開催いたしました。産業化に向けた戦略ですとかクレジット化に向けた測定方法など、関係省庁とも連携して、D A Cの産業化やカーボンクレジットが市場で評価される環境整備に向けて取り組んでいるところでございます。

さらに、技術的な課題を解決するため、複数年にわたって、内閣府のC S T Iによるムーンショット基金などを活用した研究開発を後押ししております。例えば、公益財団法人、これR I T Eという公益財団法人ございましてけれども、ここと共同で研究開発を行う三菱重工は、ムーンショット基金を活用し、大阪・関西万博でも装置を展示しながら実証を行っているところでございます。

こうした取組を中心に、引き続き、D A C技術の開発と産業化に向けた事業環境整備に政府全体としてしっかりと取り組んでいきたいと、このように考えております。

○石川博崇君 大臣、是非、今説明がありましたとおり、ムーンショットなどで予算措置はしておりますけれども、このD A C等の研究開発あるいは商用化への支援を行うことは、将来の脱炭素社会を支える中核的な技術でもございまして、G X推進法の理念にまさに合致するものでございまして。より一層の支援に向けた大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(武藤容治君) ありがとうございます。二酸化炭素の回収、除去技術はカーボンニュートラル実現のための不可欠な技術です。その中でも、先生御指摘のこのD A Cというやつですけれども、世界でもスタートアップ企業が参入するなど成長可能性を大変秘めた技術だというふうに、分野というふうに私も認識しているところでございます。例えば、米国でも、安価で豊富な再生可能エネルギーや、枯渇のガス田などのC C S適地でD A Cで吸収した二酸化炭素をC C Sによって埋める、これだD A C C Sというふうでありますけれども、この商用化に向けて動きもあると認識をしております。

D A Cを始め、二酸化炭素回収、除去技術の取組は、地域の自然状況や既存産業を基に新たな産業の創出の可能性もあると言えます。本年二月に閣議決定したG X二〇四〇ビジョンにおいても、こうした特性を踏まえて、政府として地方創生にもつなげる新産業創出につなげていくとしていくところでもあり、引き続き、研究開発を始め、必要な支援を行ってまいりたいと思っております。

○石川博崇君 是非よろしくお願ひいたします。続きまして、排出量取引制度、これから本格化するわけですが、これによって事業者の負担が過度なものとなつて、かえって産業競争力をそぐ結果とならないように配慮していかなければなりません。この点、G Xビジョンでは、省エネ法などによって課せられている様々な報告、類似のものがあるわけですが、こういったものとの法制度の関係を整理する方針が示されているところでございます。

省エネ法あるいは温対法など、本制度との間で類似する報告あるいは書類提出が求められることをどのように避けていくのか、具体的にどのような検討がなされているのか、御所見を伺いたいと思っております。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

現行の制度といたしまして、まさに御指摘をいただきました省エネ法あるいは温対法におきましては、約一万二千者に上る広範な事業者に対しま

して、経済的、社会的環境に応じたエネルギーの有効な利用の確保に資するため、エネルギー使用に関する報告ですとか、あるいは排出削減を促す観点から排出実績の算定、公表などを求めているところでございます。

また、今般導入する排出量取引制度におきましても、対象事業者には毎年度の排出量の報告を義務付けておりまして、御指摘あったとおり、実務的な観点からは、これらの間には報告事項に一定の重複が生ずる可能性がございます。

したがって、本制度の導入に当たりましては、対象事業者の事務負担の軽減のため、システム上の工夫によりまして制度間で入力情報の連携を可能とすることなどによりまして、手続を簡素化するための検討なども進めてまいりたいと、このように考えております。

○石川博崇君 是非精力的に整理を進めていただきたいと思っております。

ところで、この排出量取引制度について、価格水準がどうなるのかについて非常に大きな関心が寄せられております。気候変動問題が年々深刻化する中で、我が国が導入する排出量取引制度の価格水準、これが国際動向に照らして遜色ないものでなければ国際的な信用の低下を招くおそれもあるという指摘もございます。また、事業者からいたしますと、この炭素価格の将来的な価格水準の見通しがあることによって、事業者にとって予見可能性を確保することができるという点でも重要でございます。

現在、世界で炭素価格見てみた場合、最も高いのが、二〇二四年時点ではE.U.E.T.S.が六十一・三ドルで最も高い、次いでスイスE.T.S.が五十九・二ドル等となっておりますけれども、我が国の排出量取引の市場価格の水準、なかなか明確な答弁というのは難しいと思うんですが、どの程度となるかが想定されているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

排出量取引制度の価格水準につきましては、国民でのGX投資の進捗ですとか、世界経済などの国際的な動向、技術開発の動向などに大きく左右されるものだと考えております。また、我が国のカーボンプライシング制度では、足下の競争力などとの関係から、長期的なエネルギーに係る負担の総額が減少する範囲内で導入することに加えまして、二十兆円規模の先行投資支援の償還財源としての位置付けもございます。

こうした制度設計や不確実性の中で、民間のシンクタンクが一定の仮定を置いた上で価格水準の分析を行っております。この分析におきましては、制度対象者の排出削減経路ですとか排出量取引制度におけるオークションの有償比率などについて仮定を置いた上で試算をしておりますけれども、例えば二〇四〇年における排出量取引制度のオークション単価をトン当たり約七千円から一万円と試算をしております。

こうした分析も参考にしながら政府としても検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○石川博崇君 この排出量取引におきまして、今回の法律案では、価格安定化措置として、毎年度、排出枠の上下限価格、上限として参考上限取引価格、下限として調整基準実施価格を定めるといふふうになっておりますが、詳細については今後検討するといふふうになっております。

これまで、内閣官房の専門ワーキングでは、この上下限価格を考えるときには東証のカーボンクレジット市場を参照するといふふうの説明があったと承知をしておりますけれども、この東証のカーボンクレジット市場、クレジットの種類によっても価格にはかなり開きがございます。省エネであれば二千円台、あるいはJ-クレジット森林であれば五千八百円台というふうな三倍近い差があるわけがございます。この点についてどう考えるのか。

また、専門ワーキングの委員を務められた早稲田大学の有村教授によれば、脱炭素のイノベ

ションを促進するためにはこの下限価格を低くし過ぎないことが重要であるという指摘も行われております。この点につきましてもどのように考えているのか、説明をいただきたいと思っております。

ンセンチブを確保する意味では大事だと思っておりますので、そういったことも含めて、今後、産業構造審議会での議論の中で有識者の意見を聞きながら検討していきたいと、このように考えております。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

この排出量取引制度でございますけれども、GX投資の促進の観点から、まさに先生御指摘のように、炭素価格の予見性を高めるために排出枠の上下限価格を設定することとしてございます。この上下限価格につきましては、御指摘のイノベーション投資を含むGX投資の促進の観点ですとか、東京証券取引所におけるJ-クレジットの取引価格に加えまして、国民生活、産業への影響等も踏まえながら定める必要があると考えております。今後、産業構造審議会での議論を通じて適切に検討していきたいと、このように考えてございます。

また、J-クレジットの取引価格、参照する際の方法、いろいろな価格があるという御指摘もございました。まさにこのJ-クレジット、これコストによって、クレジットの創出のためのコストのみによって決まるわけではなくて、需要家によってどう評価されるかということによって左右されます。

特にこのJ-クレジットにつきましては、企業の自主的な情報開示ですとか、温対法に基づく算定・報告・公表制度における報告にも用いることができるものから、そういう複数の用途を持つことから、排出量取引制度のみに用途が限定される排出枠に比べて取引価格が高価、高値になり得ると、そういう面もございます。また、省エネや再エネなど、どのようなプロジェクトを通じて創出されたクレジットであるかによっても、先生御指摘のとおり、その価格が違う、あるいは種類によって需要家の評価額が違うと、こんな状況になつてございます。

こうした点も踏まえて、もう一点、余り低くなり過ぎないようということもGXに取り組み

り検討していただきたいと思っております。

○石川博崇君 今のような答弁を踏まえてしっかりと検討していただきたいと思っております。

このカーボンプライシングは特定の事業者の方々が負担されるという意識を持ってしまいがちですけれども、最終的にはやはり適切な価格転嫁を経て社会全体で負担していくというものであるかと考えます。

ただし、この社会全体で負担するという点について気になる指摘があったのは、仮に価格転嫁が行われたとしても、実際の負担には地域的な様々ならばつきが出てくるのではないかと。例えば、冬場の灯油需要が多い寒冷地、あるいは公共交通機関が余り整っていない地方では負担が大きくなってしまうのではないかと。さらには、夏の冷暖房需要が大きい西日本以南、南西地域では特定事業者負担金による影響が相対的に大きくなるのではないかと、こういった指摘もあつたところでございます。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

カーボンプライシングは、我が国における炭素の排出に値付けを行い、排出削減に向けた行動変容を促すものでございます。社会全体の脱炭素化に向けた意欲を高め、脱炭素製品が高く評価される市場をつくり出すためにも、委員御指摘のように、カーボンプライシングを特定の業種や地域の負担のみに偏らせることなく社会全体で受容していくことが重要だと、このように考えております。

他方で、この法案に基づきまして、カーボンプライシングを導入することで、直ちに特定の地域に負担が偏ることにつながるわけではないと承知しております。例えば、こうした負担は、エネルギー供給事業者の経営状況ですか、燃料価格や為替の動向、各需要家を選択するエネルギーの構成あるいはエネルギー消費設備の効率など、複合的な影響により決まるものであるため、予断を持ってお答えすることはなかなか難しいというふうに考えております。

その上で、政府といたしましては、カーボンプライシングにつきまして、関連産業、国民生活への影響にも最大限配慮いたしまして、エネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させていく中で導入していく方針でございます。

加えまして、予算措置などによりまして、例えば、国民生活においてもGXの取組を進め、光熱費の負担を軽減する観点から、住宅での断熱窓への改修支援など、エネルギー使用量の削減、これ負担の軽減もつながるわけですが、あるいはエネルギーコストの低減にも取り組んでいるところでございます。

引き続き、制度が社会全体の脱炭素への意欲を高め、事業者や国民がGXの恩恵を享受できるような取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○石川博崇君 断熱材等への支援によって消費者にも広く支援をしていくというお話でしたけれども、そうはいっても、やっぱり国民一人一人の負担に関わる問題でございますので、広く国民の皆様ご理解を得ていくことは極めて重要ではないかというふうに思っております。

そういう意味で、社会全体で排出削減を進めていくために、カーボンフットプリント、製品やサービスの温室効果ガス排出量の見える化を進めて、消費者が環境負荷の少ない製品あるいはサービスを選択するように促していく、またライフスタイルの転換を図っていくことも重要ではないかというふうに思っております。

環境省、今日来ていただいておられますけれども、こうした観点からの取組について御説明をいただきたいと思います。

○政府参考人(堀上勝君) お答えいたします。

御指摘のとおり、製品、サービス単位のライフサイクル全体の温室効果ガス排出量、これを見える化する、それがカーボンフットプリントであります。その普及は消費者による脱炭素型製品の積極的な選択を促進すると、そういう重要な取組の一つというふうに認識をしております。

環境省では、製品等へのカーボンフットプリントの表示を促進するために、その算定、表示に取り組む企業、業界を支援するモデル事業を実施いたしております。具体的な表示方法の指針を示したカーボンフットプリント表示ガイド、これを今年の二月に公表いたしました。今年度からは、カーボンフットプリントの算定に関する人材育成を支援するモデル事業、これも実施する予定でございます。

また、消費者のライフスタイル転換に向けては、国民運動、デコ活におきまして、カーボンフットプリントが表示された製品等も含めて、製品、サービス等を国民、消費者に提供する取組を後押ししているところでございます。さらに、脱炭素製品等について消費者により分かりやすく訴求するための表示ルールを始めとした需要の創出策、そういったことを深掘りしていこうというところで、先週、新たに検討会を立ち上げまして、その検討を進めていこうということでございます。

引き続き、脱炭素に貢献する企業、製品が積極的に選択される社会を目指して取り組んでまいりたいと考えております。

○石川博崇君 ちょっと時間の関係で質問飛ばさせていただきます。先ほど北村先生からも御指摘がございましたが、私からも、中小企業の事業者に対する支援について御質問させていただきます。日本商工会議所が昨年六月に公表した中小企業の省エネ・脱炭素に関する実態調査によれば、従

業員二十人以下の小規模事業者において、エネルギーの使用量あるいは温室効果ガス排出量の把握、測定を実施している企業は僅か一割にも満たないという実態でございます。その理由としては、大半がマンパワー、ノウハウが不足しているというところで、取り組みたくても取り組みないという実態がうかがえます。

こうした実態を考えれば、特に小規模事業者における脱炭素化の取組をいかに支援していくのかということが不可欠であるというふうに思っております。既に中小企業基盤整備機構とかよろず支援拠点等において様々な支援体制を整備していただいているということは承知しておりますけれども、これをいかに現場まで確実に届けるか、その更なる工夫と実行力が求められるのではないかとこのように思っております。

サブプライチエーションの上流に位置する大企業への強力な働きかけなど、政府においてどのように取り組んでいくのか、御説明をいただけますでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

産業競争力の強化とカーボンニュートラルの実現を同時に達成するためには、大企業のみならず、御指摘の中小企業も含めたサブプライチエーション全体でGXの取組を支える環境整備が不可欠でございます。中小企業も、GXに取り組むことで省エネによるコスト削減ですとか受注の拡大につながる可能性があるといったメリットもございませぬ。他方で、中小企業におきましては、具体的に何をやらねばよいか分からないですとか、あるいは、まさに御指摘があったように取り組める人材が不足しているといった課題があることを承知しております。

このため、省エネの専門家がアドバイスを行う省エネ診断の支援に加えまして、こうした中小企業のGXの取組に関する支援策をまとめたパンフレットによる周知広報の実施、そして地域の商工会議所や支援機関、金融機関等から中小企業への

プッシュ型でのサポート体制の構築にも取り組んでございます。そして、自らその省エネの取組をされるという中小企業に対しては各種補助金も準備をしております、こういう状況でございます。

加えまして、サブプライチエーション全体での取組を進めることも大事だと思っております。受託中小企業振興法に基づきまして、望ましい取引の在り方を定めた振興基準におきまして、親事業者、下請事業者の双方が連携してグリーン化に取り組みを記載しているところでございます。

加えまして、グリーン化の取組も対象にしているパートナーシップ構築宣言におきましては、サブプライチエーションでの新たな連携に取り組む優良事例を表彰する制度を設けています。二〇二三年度より、テーマ特別賞としてGX表彰というものを創設いたしました。サブプライチエーションの脱炭素の取組を支援した企業を表彰し、大企業における中小企業のGX支援の機運醸成に取り組んでございます。さらに、GXリーダの参加企業と中小企業が連携してサブプライチエーションでの排出削減に取り組むことを後押しするための検討も進めてございます。

こうした取組を通じて、中小企業の省エネあるいはGX、この取組を後押ししていきたいと、このように考えております。

○石川博崇君 また、これも北村先生からもございましたが、多排出企業から中小企業にその排出が付け替えられたりとか負担を押し付けられたりとか、そういったことがあつてはならないというふうに考えております。十万吨というのが一つの基準なんです、その制度から制度逃れをするために、会社分割等によって工場を移転したりとか、あるいは排出活動の外部委託で排出を他の関連法人に切り出したりとか、こういったことをするおそれもございませぬ。あるいは、取引協力関係にある中小企業に対して排出を伴う製造を押し付けるなどの行為、こういったことも許されるものではないかと。

こういったことを規制するために具体的にどの

ような検討が行われているのか、御答弁いただけますでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。会社分割などの組織再編成や排出活動の外部委託などは通常の企業活動の一環だというふうにご考

えておられます。義務の回避が目的であるかの判断は非常に難しいというのが実情だとは思っております。制度の検討に当たりましては、こうした通常の企業活動を抑制するものでないか、慎重に検討していく必要があると思っております。

その上で、本法案では、分割によって排出量が十万吨未満となる場合におきましても、分割後に残る事業と分割によって他社に承継される事業、このいずれれにつきましても実績の排出量に相当する排出枠をそれぞれの者が翌年度に償却することを求めてございまして、直ちに義務の対象外とはならない仕組みとしてございまして。

現時点ではこれ以上の措置は不要と考えておりますけれども、制度開始後の状況を踏まえて、更なる措置の必要性については継続的に点検、検討してまいります。

加えまして、御指摘のとおり、中小企業に炭素価格に関する負担が不当に押し付けられることがないよう留意する必要もあると考えております。現時点でどのような不当な押し付けがあり得るのか、具体的、網羅的に想定することは困難ではございますけれども、例えば原材料費のコスト上昇分の転嫁を拒むケースなども想定をし得るところでございます。

このため、こうした行為が存在することがないよう政府において厳格に確認を行うとともに、取引上優位な立場を利用して中小企業に不当な押し付け、不当な負担を押し付けるような取引に対しては、必要に応じて関係省庁とも連携いたしまして、政府が一体となって是正に取り組んでいく、このように考えております。

○石川博崇君 ありがとうございます。最後に、武藤大臣にもう一問お伺いをしたいと思

います。

循環経済につきましては、昨年七月に循環経済に関する関係閣僚会議が設置されて、昨年の十二月には取組内容を具体化した政策パッケージが公表されました。今後、このパッケージに沿って様々な取組が進展することと考えておりますが、やはりこの循環経済、これも先ほども指摘しましたが、これも消費者、国民の理解なくしては進めることは困難であろうかというふうに思います。いかにこの循環経済の移行に向けた社会全体の機運を高めていくのか、武藤内閣府GX担当大臣の御決意を伺いたいと思っております。

○国務大臣(武藤容治君) 議員御指摘のとおり、循環経済の構築には、事業者や消費者など、国民始め関係各者の理解促進が極めて重要であります。まず、事業者の理解促進と機運醸成のため、産

学官のパートナーシップであるサーキュラーパートナーズにおいて、多様な主体の参画を得て、製品や素材ごとのロードマップの策定等の議論を深めているところでです。

また、消費者への普及啓発も重要であり、環境配慮設計の価値や資源循環の意義について、ラベリングによる見える化を通じて国民の理解を深めていきたいというふうに思います。

また、大阪・関西万博では、日本の優れた資源循環技術や再生材を利用した製品を国内外に広く紹介をし、サーキュラーエコノミーへの理解促進を図る絶好の機会として活用しているところであります。

このような取組を進めることで、事業者、国民の幅広い理解を得ながら国内での資源循環の促進に取り組んでまいります。

○石川博崇君 時間が来たので終わりたいと思っております。残りの質問につきましては次回に譲りたいと思っております。

ありがとうございます。この法案の賛否については、我が党の意向に反

論するものではないし、当然従うんですけれども、私自身、この環境下においてGXを推進、ばく進していくというのはかなり疑問を持っていますので、その観点から質問させていただきたいと思っております。

今までのエネルギー政策というのは、エネルギー安保とそれから脱炭素の二本立てだったと思うんですが、ところが、まずトランプ大統領はパリ協定から脱退したということ、それからトランプ関税で、まあ大げさに言えば、日本の飯の種である自動車産業がかなり苦境に陥っていく可能性もあるということ、それから財政赤字が非常に大きくなって、幾らでも金があるなら何でも追求していけば、少しでもプラスがあれば何でも追求していけばいいんですけども、そういう状態ではないというときに、果たしてこのエネルギー安保と脱炭素、二本立てで行っていくのかという疑問があるわけですね。

特に、先ほど申しましたように、車、飯の種である自動車産業が苦境に陥って、それから、かつ円安が更に進んでいくというリスク、これはいろんなところで申し上げているんですけども、今まではテールリスク、要するに、起こったら大変なことが起こるけれども、起こる確率は非常に低いだろうというテールリスクから、円安、それから買うべきお金がないというリスクは、かなり高い可能性のあるリスクに変わってきたと思うんですね。

そうすると、やはり喫緊の課題は、どうやって日本人のエネルギーを確保するか。本当だったら、そこに全人材と資源とエネルギーを費やすべきだろうと私は思っているわけなんです。かつ、アメリカがちょっと古賀委員も申し上げたように、アメリカがちょっと一歩引いちゃって、世界も一歩引いちゃってるときに日本だけ一生懸命邁進していくと、貧乏くじを引いて、結局無駄金、ただでさえ財政が苦しいのに無駄金を払ったということになって、とんでもないことになるんじゃないかなというふうに思うわけですね。

そうすると、やっぱりそういうリスク、テールリスクがリスクに変わってきたことになるかと、やっぱり日本のエネルギー安保を第一に考えなくちゃいけない。そうすると、やっぱり原子力しかないのかなと私は思っちゃうんですね。

〔委員長退席 理事古賀之土君着席〕

実際、個人的なことを言いますと、私、スリーマイルアイランドのときに、シカゴだったんですけど、そのニュースを毎日見て怖いなと思っ、そして東海村事件のときに、東海村のあの事件のときにですね、日本人は全くもうのうてんきにしていましたけど、私の部下の外国人はみんな大慌てで、西の方とか、それからシンガポール等にみんな家族逃がしていたんですね、そういう危機があった。

そうしたら、今度三・一一なので、三度原子力事故が続き、見てきましたので、もう嫌だという思いが長くあつたんですが、いろんな事故、環境が変わっていきまして、やっぱり日本が、日本経済が生き延びていくためにはもう原子力しかないんじゃないかなと、こう思ってきたわけなんです。やっぱりそれは事故があるのを最小限に抑えるということですから、近代的な、何というかな、小型、未来型の原子炉に全ての金と人力を費やしてですね、そうしていかなくちゃいけないんじゃないかなというふうに今は思っています。

確かに、あと自動車事故だって、リスクがあるといつて怖がつていると、自動車だって時速五キロで走れば事故ないわけですけども、それじゃ経済が回らないわけで、その辺のリスクとリターンのバランスだと思っんですけども、そういうことを考えながら、原子力発電にしていかにざるを得ないんだらうなと。それも、特にその辺の安全なものをつくり出すというところに注力すべきではないのかなというふうに思っています。

そういう観点でちょっと質問させていただいたんですけども、今日からまたガソリン補助金が出るわけですね。確かに今日から出るわけで、今、最終的には十円の補助金が出るというわけで

すが、これ自身は、ガソリン補助金自身はGXとは関係ないといえれば直接関係はないんですけれども、このガソリン補助金というのは、まず一つにはインフレにつながるリスクがある。そして、これ、補助金があればお金が、ガソリン代が安くなりますから、ドライブに行かなくてもいい、行かない人も安いんだったらドライブに行こうとか、当然ガソリン需要は増えるわけで、GXに逆行すると思うんですよ。

それで、去年の十一月に、電気・ガス補助は不適切という、経済学者四十七人の調査を日経新聞がしましたけれども、七七%が不適切だというふうに述べているわけです。この記事、日経新聞の記事の中には、アメリカ・プリンストン大学の清滝信宏教授、これはマクロ経済学ですけども、彼は、清滝教授というのは、しばしばというか、ノーベル経済学賞の話になると必ず出てくる日本人で、日本人でノーベル経済学賞を取るならば清滝教授だろうという枕言葉が付くような方なわけです。日経新聞はそういう枕言葉でよく清滝教授を紹介していらつしやいますけれども、その清滝教授が、これらの電気、ガスの補助金は物価抑制には逆効果で、環境保全にも悪影響を及ぼすと答えていらつしやるわけです。

まさにそのガソリン補助、これは環境保護にも逆方向、脱炭素に逆方向だということだと思わんですけれども、それに対して経産省は、こんな補助金駄目だと大いに反論したのかどうか、それとも、GX法というのは軽いもので、そんなこと無視してこの補助を進めたのか、大臣、いかがでしょう。

○国務大臣(武藤容治君) 委員御指摘いただいた、今日、本日二十二日から実施しております燃料油価格の定額の引下げ措置であります。足下の物価高に苦しむ国民の皆さんの現状に一刻も早く対応すべく講じているものであります。

下げ措置によるガソリン価格の低下に伴うガソリン需要の増加というものは限定的であって、これがガソリンの価格上昇をもたらす効果も限定的だということふうに考えているところであります。

また、委員御指摘のとおり、脱炭素の観点からは、ガソリン価格等の補助というものはこれいつまでも続けられるものではないと考えております。暫定税率に関するこれ政党間の協議というのが今も続いていると思えますけれども、脱炭素の論点も含めて議論されているものと承知をしているところであります。

○藤巻健史君 ガソリンに補助金は、物価上昇にはさほど影響ないという、限定的であるとお話したんですが、では、化石燃料賦課金の徴収、それから、二番、三番一緒にしますけれども、あとGX法が目指している再生エネルギーの援助とか、そういうものはかなり物価上昇に、もう実際電気代で相当高騰していると思えますけれども、物価上昇に關与してくるのではないかと思えますけれども、何か先ほどはすぐ免除という話が出ていましたけれども、物価上昇にはどうなんでしょうか。

○国務大臣(武藤容治君) 今日、御答弁先ほどからさせていただいておりますが、化石燃料の賦課金を含むカーボンプライシングの導入に当たっては、物価高を含めて国民負担に配慮をした制度設計としていきます。具体的には、石油石炭税や再エネ賦課金といったエネルギーに係る負担の総額を中長期的に減少させる範囲内で徐々に導入することを二年前に成立した現行GX推進法で明記をさせていただき、そして、化石燃料賦課金については、エネルギーに係る負担に伴う我が国経済や国際競争力への影響等を踏まえ、石油石炭税と同一の減免措置を講ずるべく検討を進めております。

○藤巻健史君 約四〇%がこのGX債のファイナンスを日本銀行がやっているという理解になるわけですが、今、日本銀行というのは普通国債の日銀買いオペを減らしていく

と、こう公言しているわけですから、当然GX債も、今までもちよつとお聞きしていると、普通、一般債と同じ扱いですから、結局、どんどん日銀がファイナンスを減らしていくということになるという理解していますけれども、それで大丈夫、よろしいでしょうか。

○参考人(中村康治君) 委員御指摘のとおり、日本銀行が買い入れておりますこのCT債でございますけれども、これは利付国債に該当しますので、日本銀行による国債買入れの対象というふうになっております。

その上で、このCT債でございますけれども、発行額は少額でございますことから、買入れに当たりましては市場の流動性に十分配慮する必要があります。

○藤巻健史君 GX債だからといって特別な配慮をするわけではないということではよろしいですか。

○参考人(中村康治君) 他の国債と同様と取り扱うということでございます。

○藤巻健史君 ということは、やっぱりGX債というか、GX、このプロジェクトの財政面がすこい気になってくるわけですね。普通国債でも、日本銀行はこの十年間のうちの発行国債のほぼ九五%、九八%ぐらいかを買っているわけで、日本銀行がこれからフェードアウトしていくということになる、いろんな面での財政の問題が出てくるわけで、その二十兆円出す、じゃ、GX債発行して何とか、いろんな税収があったり、排出権の売却で原資が出るのを待つと言つても、途中で日銀がもう買わないよなんて言い始めたら、若しくは減額し始めたらどうなっちゃうのというふう

に思っています。これは、今六番飛ばしましたけれども、じゃ、質問もうちよつとしますと、要するに、プレミアム付きでGX債が売れるんだという最初の法案作成時に説明があったというふうな記録を見ていると書いてあるんですが、何かプレミアムどころじゃないということになつてしま

○藤巻健史君 約四〇%がこのGX債のファイナンスを日本銀行がやっているという理解になるわけですが、今、日本銀行とい



今、実際の対応で、リスキリングですとか、そうした企業内の動きも含めた支援ということでもニューも御紹介をいただいたんですが、その中で、やはりこのリスキリングですとかリカレント教育という、こういった人材育成、やはりこれが重要だろうということ、これはもう私も全く同じ考えなんです。

ところが、今日ちょっと皆さんのお手元に資料をお配りしました。これは、企業がどれぐらいこの人材育成を行ってきたかという過去の推移をまとめたもので、厚労省さんの能力開発基本調査というところから引つ張ってきました。

オフJTと書いてあります。OJT、オフJTという言葉がありますけれども、OJTは基本的には現場で作業をする、あるいはそうした経験知を積みながら自分の技術を更に高めていくということで、実際の今の仕事に即したものがOJT。オフJTというのは、まさにそれとは違う観点で学びをしていくことですので、まさに今回、公正な移行を行っていくという意味では、このオフJTという部分が大変重要になってくるというふうな思いまして、実際に過去、これがどれぐらい盛んに行われてきているのかという推移を実は調べてみますと、ページ目は、オフJTに費用支出した企業割合の推移という意味でいくと、平成二十年から書いてありますけれども、ほぼ変わっていない、かつ、コロナの令和二年のときにはこれが落ち込んで、余りまたこれが戻ってきていないという状態であったり、あと、二ページ目は、実際にその費用の金額ですね、平均金額で見ると、やっぱりこれも余り変わっていないです、やはりこれもコロナのときに落ち込んだ傾向からまだ浮上していないということになります。

これ、グローバルで見るとどうかということ、三ページにお付けをしました。これも厚労省さんからの資料になるんですけども、人材投資という、GDP比という観点でいくと、各国は何か、GDP比でいくと、でここはありますけれども、何とか維持をしている中で、英国と日本は右肩下がり、かつ日本はその水準そのものになり低いレベルにあるということで、相当人材育成に関しては、この間、海外に対しても遅れてきてしまっているし、それが全く挽回できる傾向にないというのが足下だと思っんです。

ですので、大臣、そこで御質問なんですけれども、やはり企業に対する働きかけというのは、これ大変力を入れないといけないんじゃないかなという危機感を私持っています。その意味では、今、足下で賃上げと景気拡大の好循環、これも道半ばの状態とすると、特に中小企業は、人材育成に向けて費用を費やしていくという体力もないし、お金もないというのが現状じゃないかなというふうな思いをします。

そういう状況にある企業に対して、その企業内の人材育成、こうしたリスキリングも含めて働きかけを行っていく、大変な作業だと思いますが、どのようにしてこれ働きかけ、取組を行っていくのか、その点を確認させていただきます。

○国務大臣(武藤容治君) 委員、いい資料をありがとうございます。

いつも人材にはいろいろと関心持っていますけれども、こういうのを見ると寂しくなります。ということの中で、御指摘のとおりであります。日本企業の競争力強化のためには、人材育成投資というものはこれ極めて重要です。こうした機運を官民連携して醸成していく先行事例とするためにも、GXというこの分野における人材育成投資を促進していきたいというふうな思いをします。具体的に、まず、GXに関連する幅広い分野においてどのような人材が求められているかを把握することが重要であります。経産省では、中小企業を含めて幅広い業種でGX推進を担う人材像やその育成、確保方法についての事例を収集しまして、GXを進める企業が参照できるように、本年四月に事例集を公表いたしました。あわせて、GX人材が適材適所で活躍できる労働市場の創造や人材投資の推進に資するよう、民間企業七百者以

上に参加するGXリーグが策定をいたしましたGXスキル標準というものにおいて、GXに関するスキルレベルを具現化、具体化しております。こうした取組や産業分野別に進んでいるこれまでの人材育成の取組を踏まえつつ、今後も取組の拡充に向けた施策を検討してまいります。

○礒崎哲史君 ここ、やはり最後肝になると思っています。普通の公正な移行という観点でもそうですし、企業のまさに競争力を維持していく、更に向上させていくという意味でもここはもう欠かせない点だと思っしますので、ここは是非強力に、本当に強力に進めていただきたいと思っしますので、よろしくお願いをいたします。

では、次、排出量取引制度についてお伺いをしたいと思います。

GXの実現に向けたコスト負担という観点でまず最初に確認をさせていただきたいんですが、本法案においては、この排出量取引制度、これがもう具体的な取引制度としてスタートをしていきます。その一方で、この取引制度の後、さらには化石燃料賦課金であったり、あるいは発電事業者向けの有償オークション、これも二〇三三年からスタート、また、既に今再エネ賦課金、これもあります。そうすると、この企業ですとか個人のコスト負担というものはかなり幅広い範囲に掛かってくる積み上がっていくということも考えられます。

そうしますと、このコスト負担の増加分というものは、最終的にはこれは消費者にサービスであったり商品という形で転嫁されていくもの、つまりは社会全体で負担すべきものとの理解でよいかどうか、その点を確認させていただきます。

○国務大臣(武藤容治君) 我が国のGX政策でありますけれども、先行投資支援とともにカーボンプライシングを足下低い水準から徐々に導入していくことで、事業者のGX投資を促し、脱炭素や産業競争力の強化、エネルギー安定供給の実現等を目指すもので、今日ずっとお話をさせていただきました。

きました。

その上で、カーボンプライシングの導入等によって促進されるGX投資が事業者にとつて単なるコストとして認識されれば投資は進まない、そして社会全体の排出削減も進まないことが懸念をされる場所であると思っします。したがって、GX投資を後押しするためには、脱炭素に要する費用を事業者だけでなく消費者を含めた社会全体で分担をする仕組みであることが必要であるということに思っします。

こうした仕組みを実現するためには、脱炭素型の製造プロセスによって生み出された製品が高く評価をされ、消費者から適正な対価を得られる環境を整備することが重要であるというふうな思っているところであります。

○礒崎哲史君 今大臣から説明いただきましたけれども、その対価であったり、これは環境負荷対応ということ、最終的にはやはりサービス、商品に乗ってくるわけですね。

そうすると、その説明責任というのは誰が負うのかという、それは果たして企業が行うのか政府が行うのかということでは、これは大きい方針ということでいけば政府が行おうとしている方針ですので、まずはやはり日本政府として、そういうものの負担はやっぱり今後あるんですけど、ということ、これをやはりしっかりと発信をしていただいで消費者に理解をしていただくということとは、やはりまずは政府に責任があるんだと思っします。是非取り組んでいただきたいと思っします。また、今日、村田委員とのやり取りの中で、それこそさっき言った化石燃料賦課金ですとか、こっちはこういう理由で取っています、こっちは理由でこれ取っていますというところで、それは理由でそうすけれども、最終的に全部消費者が払うお金はお財布一緒ですからね。だから、そのお財布へのダメージがどうなのかということを本気で考えていかないと、これはこういう理由だから出してくださいということを積

み上げていけば、これは冒頭の御質問で言ったとおり、経済が成り立たなくなりますので、そこをしっかりと考えた上で、今後様々、運営あるいは情報発信をしていただきたいということをお願いをしたいというふうに思います。

残りの質問は次回に行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。ありがとうございます。

○岩淵友君 日本共産党の岩淵友です。

気候危機が深刻になっていくことを受けて、各国は、パリ協定の一・五度目標達成のためにCO<sub>2</sub>の排出削減目標を引き上げる、で、対策を拡充し、前倒しで取組を加速、強化しています。こうした下で、日本でもカーボンプライシングの具体化が始まります。

EUでは、二〇〇五年、今から二十年前にもう制度をスタートさせているんですね。日本はただでさえ国際的な取組が遅れています。しかも、排出量取引制度は二〇二六年度開始、化石燃料賦課金の徴収は二〇二八年度開始ということ、二〇三〇年までに思い切ったCO<sub>2</sub>の排出削減が求められていることから見て、もう余りにも遅過ぎるんですね。それだけに、排出削減に実効性のある制度設計が問われています。

本法案では、CO<sub>2</sub>排出量が十万吨以上の事業者に排出量取引制度への参加を義務付けるということです。排出量取引制度の肝は、キャップ、総排出量を決めることです。先行するEUを始め各国の排出量取引制度は、このキャップを決めてCO<sub>2</sub>の削減目標達成のための制度設計を行っているんですね。ところが、本法案ではこのキャップ決めていないんですよ。これ、なぜ決めていないのでしょうか。キャップを決めず、どの程度の削減量を見込んでいるのでしょうか。

○国務大臣(武藤容治君) 排出量取引制度の導入は、企業のGX投資を促進をし、脱炭素と経済成長が両立する環境を整えていくためのものであります。中長期的に炭素価格を徐々に引き上げる必

要はありますが、短期的な炭素価格の高騰というものは国民生活や産業に大きな影響を与える懸念があるので、回避するこれは必要があるというふうに思っているところでです。

排出量の総量を厳格に管理した場合、排出枠の需給の状況次第で炭素価格の大幅な高騰が生じ得るところと思っています。一方で、排出枠を追加的に割り当てることができないため、高騰を確実に抑制することができないだろうと。このため、今回の法案では排出枠の総量を制限することはしておりません。むしろ、炭素価格に上限を設けることで高騰を防止することとしているところでです。

その上でですが、成長志向型カーボンプライシング構想の下で先行投資支援と一体的に排出削減を進めることとしており、他の制度や支援策も組み合わせ、政策を総動員しながらGXを進めていくものであることから、今回の排出量取引制度のみの削減効果を切り出しお答えすることは困難であります。いずれにしても、二十兆円の規模の支援と組み合わせ、事業者の精力的な取組を引き出す制度となるように詳細を検討してまいりますというふうに思っています。

○岩淵友君 先行している国々を見ると、国々の排出量取引制度を見ると、このキャップを決めていないということ、炭素価格が低迷をして排出削減が進まないということ、これは明らかですね。オーストラリアでは当初、制度全体の排出上限を設定していませんでしたけれども、二〇二三年の改正で国の削減目標とリンクをする排出上限を設定されました。

で、この国の排出削減目標とリンクをしない。先ほど、どの程度の削減量を見込んでいるかということについては具体的な答弁ありませんでしたけれども、排出削減にどの程度貢献するかということも示せないということでは、これ、深刻化する気候変動への危機感がないというふうに言わざるを得ないんですね。一・五度目標を達成するための排出削減目標、そしてこの目標と整合す

る排出総量を決めて、それに基づく制度にするべきです。

実施指針でこのキャップを設定すること、キャップをNDCの削減目標に整合するように段階的に強化していくこと、これを明示的に定めるべきだということをお求めおきたいと思えます。次に、カーボンプライシングについて確認をしていきます。

先行する諸外国のカーボンプライシングは、国の排出削減目標と整合性を持つように、目的に排出削減が位置付けられているんですね。一方、日本のカーボンプライシングの目的、これはどうなっているのでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

排出量取引制度を始めとしたカーボンプライシングにつきましては、排出削減と経済成長の同時達成を目的とした我が国のGX政策の中核的措置として導入をいたしております。したがって、排出削減のみならず経済成長に資する形で導入するということが、二年前に成立させていただいたGX推進法においても明確になっているところでございます。

○岩淵友君 EUの排出量取引制度ではその目的をこんなふうに決めていて、危険な気候変動を回避するため科学的に必要と考えられる削減レベルに貢献するよう、温室効果ガスの排出削減量を増加させる、こういうふうに明確に位置付けているんですね。そして、二〇三〇年の温室効果ガス排出量を二〇〇五年比で六二％に削減をするために割当て総量の削減係数も引き上げているんですね。イギリスでは、二〇三〇年までに一九九〇年比で六八％削減、二〇三五年までに八一％削減を目標として排出量取引制度をその重要な推進力というふうに位置付けています。

でも、一方、日本の制度は、先ほども答弁ありましたが、脱炭素と経済成長を両立させるというだけでなく、排出削減よりもGX経済移行債の償還財源という位置付けになっているんで

すね。炭素価格について、排出削減目標の達成に必要な価格水準に設定をするということが求められています。低過ぎる場合は必要な排出削減は起りません。

この二十兆円のGX経済移行債の償還財源として設定されることが想定されますけれども、どのくらいの価格を想定しているのでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

排出量取引制度におきます排出枠価格の水準については、官民でのGX投資の進捗、世界経済などの国際的な動向、技術開発の動向などに大きく左右されるところでございます。また、我が国のカーボンプライシング制度は、足下の競争力などとの関係から、中長期的なエネルギーに係る負担の総額が減少する範囲内で導入することに加えまして、御指摘のように二十兆円規模の先行投資支援の償還財源としての位置付けもござります。

こうした制度設計や不確実性の中で、そういう中でも、民間のシシクタンクでは一定の仮定を置いた上で価格水準の分析を行っております。この分析におきましては、制度対象者の排出削減経路ですとか排出量取引制度におけるオークションの有償比率などについて一定の仮定を置いた上で、例えば二〇四〇年における排出量取引制度のオークション単価につきましては、CO<sub>2</sub>一トン当たり約七千円から一万円と試算をしております。ごさいます。こうした分析も参考にしながら政府として検討を進めてまいりたいと、このように考えております。

○岩淵友君 今の試算は、日本エネルギー経済研究所の試算なのか。あつ、済みませんが、答弁はいいんですけど、その試算を見ると、二〇三三年は、今二〇四〇年お答えいただいたんですけど、発電事業者の有償オークションにおける炭素価格というのは一トン当たり三千三百円から三千五百円というふうになっているんですね。一方で、IPCCは、二〇二二年、一・五度目標に整合する二〇三三年の限界削減費用を一トン

当たり二百二十六から三百八十五USドルというふうな推計しているんです。これ、比較をする、日本の想定炭素価格というのは十分の程度になっちゃうんですね。これでは国際的に必要な排出削減にならないということです。

これ、排出枠の割当てに当たって、先行するE U E T Sの教訓を学ぶべきだというふうに思うんです。EUでは、二〇一七年頃までは、排出枠が実際の排出量に比べて過剰で、炭素価格が低迷をして排出削減も十分に進まなかったと。排出枠の割当ては非常に重要だということです。具体的な排出枠の設定について、業務特殊性、製造拠点の国外移転、カーボンリーケージのリスク、G X関連研究開発の実施状況等を勘案した政府指針に基づいて定めるといふふうにしていきますけれども、それぞれ過剰な追加排出枠が認められるんじゃないかということで懸念をしています。

例えば、G X関連研究開発というふうに言いますけれども、このG X分野に貢献しそうな分野、研究、技術開発を行っている分野ということになると、もう重要産業分野のほとんどが対象に入ることになるんじゃないかというふうに思うんですね。研究及び技術開発をこれ公平に指標化できるのでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) お答え申し上げます。

本制度では、業種ごとに目指すべき水準を定めるベンチマーク方式と、それから、基準とする年度の排出量から毎年度一定率の削減を求めめるグラントファザリングによる割当てを行うことを基本といたします。

これらの割当て基準につきまして、制度対象事業者の実態を踏まえつつ、適正な範囲内で徐々に強化をしていくことによりまして、事業者の脱炭素投資を着実に後押ししていくことを想定しております。排出枠の割当てが過剰に行われるものとは考えておりません。

その上で、産業競争力、国内雇用の維持強化の観点から、カーボンリーケージの回避ですとか、

中長期的な革新技術への投資に対するインセンティブが確保されるよう、製造拠点の国外移転リスクやG X分野の研究開発投資の実施状況を勘案して割当て量を決定することとしてございます。

このうち、御指摘ありました研究開発投資についてでございますけれども、この追加割当てにつきましては、足下の排出削減に加えまして、カーボンニュートラルに不可欠な中長期の研究開発、これをしっかりと引き出ししていくことが大事だと思っております。

一方で、研究開発は、投資が必要である一方で、排出削減の効果がすぐ出てくるわけではございません。このため、企業によってはこの研究開発の投資にちゅうちよする可能性もございまして。そういうことになりまして、その必要な研究開発がなされず、全体としてカーボンニュートラルに向けた動きが鈍化するということも考えられることから、一定水準以上のG Xに関する研究開発投資を行う事業者に対して、排出枠が不足する場合に限って、足下での排出削減の促進を阻害しない範囲内で限定的に追加割当てを行うことを想定してございます。

この措置の対象となる研究開発投資の詳細につきましては、産業構造審議会における有識者等との議論を通じて決定する、検討することとなりますけれども、我が国のG Xに関する研究開発の状況や関連する会計実務等を踏まえながら、客観的に把握可能な情報に基づいて割当て量の算定が可能となるよう、明確かつ公平な基準を定めていきたいと、このように考えております。

○岩淵友君 排出量の割当てが公平かを判断する上で、個別企業の排出割当て量の公表など情報開示が必要だと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○政府参考人(畠山陽二郎君) 排出量取引制度につきましては、今後、公平性、実効性を高める観点から詳細を設計することとしてございまして、制度の点検や見直しの検討を適切に行う観点か

ら、透明性の観点も考慮されることとなります。

例えば、排出量取引制度の将来的な発展を見据えて制度の点検を行っていく観点からは、対象事業者の排出量についての見直しを把握することが重要だと考えておりまして、対象事業者に対しては、各社の中長期での直接、間接の排出削減目標等を記載した移行計画、この提出を求め、政府はこれを公表することを法定したところでございまして、御指摘の個別企業の割当て量の公表につきましても、諸外国の事例等も踏まえながら今後検討してまいりたいと、このように考えております。

○岩淵友君 この排出枠の割当ての問題で、追加排出枠について、武藤大臣は衆議院で、発電事業者がL N G火力発電所を増設した場合に、事業者の脱炭素化の努力を阻害しないよう、無償割当てを追加するなどの負担にならない工夫をしていく予定だというふうに答弁をしております。

大臣、これ無償割当ての追加は認められないんじゃないでしょうか。いかがですか。

○国務大臣(武藤容治君) 今回の法案で措置する排出量取引制度では、工場の新増設があった場合や生産量の一定程度の増減が生じた場合に割当て量の追加や縮小を行い、事業者の事業構造の変化を割当て量に配慮、割当て量に反映することとしております。

L N G、これ先般の委員会の御質問は多分L N G火力発電の増設についてだと思っておりますが、これはあくまで一例として説明したものでありまして、排出設備に対して類似の措置が認められており、国際スタンダードの制度と認識しているところであります。

その上で、電源脱炭素化を進める上でL N G火力というものはトランジションの手段として重要な電源だと考えており、実際にL N G火力の新設等により足下の電源を低炭素化する動きも進んであるところから、事業者の努力を阻害するべきではなく、このような割当て量の調整措置を導

入することは適当と考えているところであります。

○岩淵友君 L N Gは、ライフサイクル全体で見れば、CO<sub>2</sub>の排出量、必ずしも少ないとは言えないデータもあります。

産構審で透明性を持って議論していくと思うんですけど、結局は化石燃料を使い続ける政策の下での具体化ということになります。これでは、削減目標の全体緩和につながるだけじゃなくて、排出削減に貢献する制度にはならないということ述べて、続きは次回にしたいと思っております。

○平山佐知子君 よろしくお願いたします。

資源の有効な利用の促進に関して何っていきいたと思っております。

今回の改正案では、特にプラスチック使用製品に関して、再生材の利用に関する計画の提出及び定期報告を義務付けられるということになります。

プラスチック製品の資源循環もとても大事だと思っておりますけれども、私がもう一つ懸念しているのがフアッション業界の廃棄物なんです。実は、国連貿易開発会議では、フアッション業界が世界第二位の汚染産業とみなしているということなんです。繊維を染めるには水質汚染がありますし、大量の水を使ったり、温室効果ガスに至っては、その排出量というのは国際航空業界と海運業界を足したものよりも多い量を排出しているということでも深刻だと思っております。

そうして地球環境に負荷を付けて作っている衣服なんですから、実は新品のまま捨てられていくものも多いということ、やはりこれは問題視されているということなんです。

今、国内のフアッション業界はといいますが、縮小傾向にあるんですが、供給量は増えているということ、需要が落ち込んで生産量が減らなければ、保管スペースが減少して、結果、大量廃棄へとつながってしまうということになります。我が国としてこのような現状ですけれども、どういうふうな認識をされているのか、まずは大臣に伺います。

○国務大臣(武藤谷治君) 平山委員におかれましては、いつもいろいろ教えていただきましてありがとうございます。

国連開発貿易会議において、ファッション産業、世界で二番目に環境負荷が高い産業という指摘を受けていることを承知をさせていただきました。私の岐阜県は五番の、日本で五番の指に入るという繊維の町だったんで、大変そういう意味ではある意味でショックを受けているところでもあります。国際社会において繊維産業のサステナビリティの関心は高まっていると認識しております。我が国の繊維産業においても、環境配慮に向けた取組を一層進めていく必要があると考えているところであります。

○平山佐知子君 大臣の御地元も繊維産業盛んということで、私の地元もやはり繊維産業盛んですのでショックでもあり、私もファッションが好きで、若い頃は特に流行を追い過ぎて、翌年にはもう古く感じてしまっても着られないということも実はありました。今は、そういうことも反省をしつつ、長く着られるようなデザインであったり素材をできる限り選びたいなと心掛けてはいるんですけれども。

国内では、二〇〇八年のリーマン・ショック以降、海外のファストファッションが入ってきて流行をしています。これ、SNSの普及もあって、そこで皆さんすばらしいスタイルを披露して、だからこそ、安く、そして短く着るといのが大体そのSNSで発信をする方々には広まってきているのかなという印象も持っています。

例えば、それが一概に悪いとは言えないと思うんですけども、例えば、安い衣類が市場に出回って消費者が購入単価安く買っていくということ、しかしながら、メーカーは利益を得なくては行けませんので、一着当たりのコストを削減するために大量に生産をしていく、それで売れ残れば廃棄をするという、この悪い循環が生じているということも言えると思います。

地球環境への悪影響、それから企業への不利益

という二つのデメリットが生じていて、企業にとっても、これは消費者にとっても良くないことではないかと思うんですが、これに対して経産省としての見解を伺います。

○政府参考人(浦田秀行君) お答えいたします。我が国の衣料品市場は、安価な衣料品の輸入増加によりまして供給点数は増加している一方で、価格は大きく下落をしております。

一方、環境省の調査によりますと、売れ残ったアパレル商品のうち廃棄されるものの割合は、二〇二二年ですけれども、約二%という数字でございます。他方、二〇二四年の数字になるんですけども、家庭などから手放された衣類のうち廃棄されたものが国内新規供給量に占める割合は約六八%という数字になってございます。

こうした状況を踏まえまして、衣料品の生産や消費に伴う環境負荷を低減するため、資源循環の取組を進めていくことが必要だということも考えてございまして、昨年六月、産業構造審議会繊維産業小委員会において、繊維製品における資源循環ロードマップを策定、公表させていただいたところでございます。

このロードマップでは、二〇四〇年度の資源循環システムの構築、適量生産、適量消費の達成、こうした目標を掲げておりまして、二〇三〇年度をターゲットイヤーといたしまして具体的な目標を幾つか掲げさせていただいております。例えば、リサイクルにつきましては、事業所や家庭から手放される衣料品のうち繊維から繊維へのリサイクルで五万トンを超えたいという、そういうKPIを設定させていただいております。また、繊維製品の環境負荷低減に向けて、環境配慮設計ガイドラインの企業普及率を高めていくということ、これも八〇%というKPIを設定させていただいております。今後、業界の取組を定期的にフォローアップし、報告をしていきたいというふうにも思っております。

引き続き、繊維業界や関係省庁と連携し、繊維産業のサステナビリティの推進を着実に進めて

いきたいと思っております。

○平山佐知子君 資源循環の取組、様々な行われているということも教えていただきましたけれども、経産省が二〇一八年四月に発表した我が国におけるデータ駆動型社会に係る基盤整備の中で示されているこのリユース市場の全体像、これを見ますと、リユース市場は二兆一億円もの大規模市場になっていくことが載っていました。また、アパレル事業者がやはり要らなくなった洋服をお店で回収するという取組も行われているということで、様々なアパレル廃棄を減らすための取組が行われているというのが分かると思えます。

この本改正案では、サーキュラーエコノミー、リユースなど効果的な物品の利用を促進するビジネスを指しますが、このサーキュラーエコノミーの促進が盛り込まれていて、事業者が従うべきこのサーキュラーエコノミーの判断基準を設定することとされていきますけれども、具体的などんな事例があるのか、また、サーキュラーエコノミーの促進によってどれだけの環境負荷軽減ですとか経済波及効果を生むと想定されているのか、伺います。

○政府参考人(田尻貴裕君) お答え申し上げます。

今御指摘ありましたサーキュラーエコノミー、これCEコマースと称しておりますけれども、シェアリングとかリメーカーなどの業態で、物品の稼働率を高めて寿命を延ばすということなどを目的とするようなビジネスでございまして、資源生産性の向上であったり、またGXの推進にとっても大きく寄与するものと考えてございまして。

他方、まさに成長途上にこのビジネスはあるものでございますから、一部に資源の有効利用や消費者保護の観点で必ずしも適切とは言えないような事業者も見られるということもございまして、本改正案におきまして、事業

者が従うべき判断基準を設けることで資源循環に資する質の高いCEコマースの取組を促すということとしていましてございまして。

具体的な判断基準といたしましては、例えば、御指摘のあった衣料品などのレンタルやシェアリングなどの賃貸事業者に対しまして、資源循環に配慮をした製品の調達をすることであったりとか、使用済製品などの再資源化を促進することだったりとか、利用者への適切に情報提供を行うことということなどを定めることを想定してございまして、具体的な内容につきましては、関係業界とも丁寧なコミュニケーションを取りながら検討してまいりたいと思っております。

また、CEコマースの促進によりまして製品の長期の使用や再利用が進むということで、新品の生産に必要な資源、エネルギーの消費が抑制されたり、また廃棄物が削減されたりといったような環境負荷軽減効果が期待されることに加えまして、経済効果も期待されて、CEコマースの一部であるリユース市場の規模が二〇三〇年に四兆円、現在と比べて約三〇%拡大するという試算もございまして、循環経済関連産業の成長の重要な一翼を、一角を担うというものと期待されるものでございます。

経済産業省といたしましては、環境負荷軽減と経済成長の両立に貢献をするこのCEコマースという新たなビジネスを今回法的に位置付けることで、市場の信頼性を向上させるとともに業界の健全な発展を促進してまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○平山佐知子君 じゃ、諸外国はどうなのかというふうに見ますと、二〇二三年十二月に、EUでは、売れ残りの服や靴の廃棄を禁止とする法案を二〇二五年に施行することで大筋合意をしたという事です。フランスでは、既に二〇二二年一月から衣類廃棄禁止令というのが施行されているということなんです。

このサーキュラーエコノミー、強力で押し進め

るにはこれぐらいの措置というの必要なのではないかと思うんですが、我が国でもこうした法制化は検討しているのかどうか、また今後検討する余地はあるのか、大臣に伺います。

○国務大臣(武藤容治君) 我が国では、二〇二四年三月に、環境配慮設計項目に長期使用やリペア、リユースサービスの活用等を位置付けた繊維製品の環境配慮設計ガイドラインというものを策定しています。製品の長寿命化等の繊維製品の環境配慮設計を推進しているところであります。

その上で、御指摘の衣料品等の廃棄問題については、廃棄を低減させるための企業の自主的な取組も始まっている実態を踏まえ、まずは事業者の創意工夫を促す観点から、現時点ではフランスのような法規制は検討しておりません。

引き続き、同ガイドラインに基づきまして製造された製品の普及や更なる利用拡大を図っていく、そして衣料品の廃棄量の削減等について産業界と連携をしながら取組を進めてまいりたいと思っております。

現在御審議いただいています資源法を活用し、衣料品等を環境配慮設計の推進を行う製品の対象とするかどうかについても関係者と議論を進めてまいりたいと思っております。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

二〇二〇年ですね、二〇二〇年に日用品メーカーが行った衣類への価値観に関する意識調査を見ますと、長く着られるようなお気に入りの服を少しだけ持ちたいという人が増えてきているという結果も見られました。先ほどのファストファッションに対してこのことをスローファッションと呼ぶそうですねですけども、このスローファッションをおよそ六割の方が既に取り入れている、また今後取り入れていきたいと回答しているという、こういう状況も見られたわけですね。

先ほどの話にもありましたけれども、私の周囲にも、数年に一回あるかどうかというパーティーとかにはもう着ていく服はレンタルをしたりとか、先ほどありましたサブスクですね、一月

に定額料金を払えば好きな洋服が送られてきて一週間楽しむことができるというものですけれども、自宅の洋服を増やさずに好きなファッションを楽しめるということで、利用している友人に感想を聞いてみたんですが、購入するわけではなくて気軽に楽しめるので、ふだん着ないようなちよつと新たなスタイルにも挑戦できて楽しいよということと感想を聞きました。

こういうスローファッションとか、こういう考え方が広まってきていることか企業の取組についてどういふうな受け止めがあるのか、政府の御答弁をお願いします。

○政府参考人(浦田秀行君) お答えいたします。

今委員の方から消費者の意識についてお話がございましたけれども、一方、企業側でも、衣料品を取り扱う事業者の中には、効率的なシェアリング、サブスクリプション、リペア、リユースなど、繊維製品の廃棄量削減に寄与する取組が見られているところでございます。こうした企業の創意工夫による衣料品の廃棄削減ということについて大いに経済産業省としても期待をしているところでございます。

こうした取組を更に進めるため、環境配慮設計項目に長期使用やリペア、リユースサービスの活用などを位置付けました繊維製品の環境配慮設計ガイドラインを策定をしております。委員御指摘のような取組を踏まえつつ、製造事業者等に環境配慮設計を促していきたいというふうに考えてございます。

○平山佐知子君 ありがとうございます。

もちろんそれぞれの考え方がありますし、安い洋服を、価格の安い洋服を買って流行を楽しみたいという考え方、これを一概に否定をするわけではないんですけども、衣類のこの大量廃棄が地球環境の悪化にもつながっているというこの事実を多くの人に知っていただいて、その上で行動変容につなげてもらうということ、また、周知、今日もたくさんのお話が出ましたけれども、周知ということも必要だと思っておりますので、引き続きよ

ろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

○委員長(牧山ひろえ君) 本日の質疑はこの程度にとどめ、これにて散会いたします。

午後一時三分散会